

(令和2年11月)

果樹農業生産力増強総合対策 Q & A

【未定稿】

I 果樹経営支援対策事業

II 果樹未収益期間支援事業

は じ め に

このQ&Aは、農林水産省が所管する果樹農業生産力増強総合対策に係るものです。

<留意事項>

以下のものに収録されているQ&Aについては、今回の改正に伴い廃止します。

- ・果樹農業好循環形成総合対策 Q&A（未定稿：平成28年12月）

<関係規定集>

果樹農業生産力増強総合対策関係規定集（令和2年6月 公益財団法人中央果実協会）
（果樹農業生産力増強総合対策に関する通知等を収録）

目 次

I 果樹経営支援対策事業

○ 趣旨等全般	・・・・・・・・	1
○ 整備事業（全般、産地計画、支援対象者、計画面積、対象園地、手続き、施工方法等）		
（全般、産地計画）	・・・・・・・・	3
（計画面積関係）	・・・・・・・・	6
（対象園地等）	・・・・・・・・	9
（手続き、施工方法等）	・・・・・・・・	11
○ 整備事業（優良品目・品種への転換）	・・・・・・・・	15
○ 整備事業（農地中間管理機構を活用した改植等）	・・・・・・・・	30
○ 整備事業（補植改植）	・・・・・・・・	33
○ 整備事業（小規模園地整備等）	・・・・・・・・	35
○ 整備事業（放任園地発生防止対策）	・・・・・・・・	37
○ 整備事業（用水・かん水施設の整備）	・・・・・・・・	39
○ 整備事業（特認事業）	・・・・・・・・	41
○ 整備事業（確認関係）	・・・・・・・・	44
○ 他事業等との調整	・・・・・・・・	46
○ 政策の重要度の指標	・・・・・・・・	47
○ 推進事業	・・・・・・・・	48
○ 推進事務費	・・・・・・・・	56
○ 消費税関係、帳簿等の保管整備	・・・・・・・・	57
○ 農業者年金・税制関係	・・・・・・・・	58

○ 整備事業（自然災害対応・病虫害まん延防止関係）	・・・・・・・・ 60
---------------------------	-------------

Ⅱ 果樹未収益期間支援事業

○ 趣旨	・・・・・・・・ 65
------	-------------

○ 対象となる取組等	・・・・・・・・ 65
------------	-------------

I 果樹経営支援対策事業

○ 趣旨等全般

(問 I-1)

果樹経営支援対策事業の趣旨及び果樹産地構造改革計画との関係について、説明してください。

(答)

果樹農業については、生産者の減少や高齢化、後継者不足が深刻となっていること等から生産基盤が脆弱化しており、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少している状況となっています。また、気候変動による栽培環境の変化や大規模自然災害の頻発等の様々なリスクを抱えています。

人口減少が本格化する社会にあっても、果樹農業の持続性を高めながら、成長産業化を図るためには、供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換していく必要があります。

このような中で、我が国の果樹農業の継続・発展を図るためには、産地自らが目指すべき具体的な姿とそれを実現するための戦略を明確にした果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)を策定し、これに基づき産地の構造改革を早急に進め、競争力のある産地を構築する必要があります。

平成19年度から実施してきた果樹経営支援対策事業(以下「本事業」という。)は、産地計画に基づき需要に応じた優良品目・品種への転換とそれによる高品質果実の安定生産に取り組む産地・担い手を支援することにより、果樹産地の生産基盤の強化を図るものです。

このため、本事業は、第12次果樹農業振興基本方針(令和2年4月農林水産省公表)に基づき産地計画を策定した産地を支援対象として「持続的生産強化対策事業実施要綱」(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)別紙2の果樹農業生産力増強総合対策(以下「実施要綱」という。)に基づいて実施することとしています。

(問 I-2)

都道府県法人が設置されていない都道府県でも本事業の実施は可能ですか。

(答)

都道府県法人が設置されていない都道府県にあっても、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の中央果実協会が本事業を適切に実施する能力を有する者と認める団体(以下、都道府県法人と併せて「都道府県法人等」という。)が、本事業の事業実施者となることができます。

(問 I-3)

本事業における、都道府県の役割は何ですか。

(答)

都道府県は、本事業の円滑かつ的確な実施のため、都道府県法人等と連携して、

産地協議会に対し必要な指導・助言を行うこととしています。また、都道府県法人等から、事業実施計画（以下「実施計画」という。）の協議を受けて、都道府県果樹農業振興計画や産地計画との整合性等を審査することとしています。

(問 I-4)

都道府県段階の指導体制の考え方について、説明してください。

(答)

本事業においては、整備事業や推進事業に係る審査業務に関する調整等の業務が付随することから、都道府県、都道府県法人等及び産地協議会が協力・分担する体制を整備し、事業推進の円滑化を図る必要があります。

このため、都道府県段階では、例えば、都道府県と都道府県法人等が共同で本事業に係る審査・確認等を行う協議会等を設置する、あるいは、あらかじめ都道府県法人等が都道府県に審査・確認事務の依頼を行うなどの方法により審査・確認等を行う体制を整備していただくこととしています。

この場合、各都道府県の実情に応じて役割を分担し、産地協議会の確認結果のチェックや実施計画・実績報告の審査（必要に応じ現地確認）、都道府県果樹農業振興計画と産地計画との整合性、各種計画の関係機関との調整等を行っていただき、事業の円滑な推進に支障のないよう配慮することが必要です。

なお、体制整備については、各都道府県ごとの事情が異なっていますので、本事業が円滑に推進されるよう、地域の実情に応じた形で整備していただいで結構です。

(問 I-5)

本事業における市町村の役割は何ですか。

(答)

市町村は、産地計画策定主体である産地協議会の構成員であり、都道府県とともに、果樹産地の構造改革に資する観点から、産地協議会と連携して、支援対象者に対し必要な指導・助言を行うとともに、生産出荷団体等他の構成員と協力して本事業のうち整備事業に係る事前・事後確認等を実施することとしています。

(問 I-6)

本事業における、産地段階の指導体制の考え方について、説明してください。

(答)

整備事業や推進事業に係る審査業務に関する調整等の業務が付随することから、都道府県、都道府県法人等及び産地協議会が協力・分担する体制を整備し、事業推進の円滑化を図る必要があります。

このため、産地段階では、産地協議会の主たる構成員である市町村、生産出荷団体が協力して、本事業の推進指導を行っていただきたいと考えています。

この場合、産地の実情に応じて役割分担の上、

① 生産出荷団体は、実施計画及び実績報告を産地協議会を経由して都道府県法人

等に提出。

- ② 整備事業については、産地協議会は都道府県法人等への実施計画等の提出前に、整備事業について事前確認又は事後確認を実施(園地における現地確認を含む)。
この際、産地協議会は、事前確認、事後確認を通じて、支援対象者への指導及び都道府県法人等との調整等を行っていただく必要があります。

○ 整備事業 (全般、産地計画、支援対象者、計画面積、対象園地、手続き、施工方法等)

(全般、産地計画)

(問 I-7)

整備事業が行われる地域は、農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区に限定されますか。

(答)

整備事業は、原則として、農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できます。

農業振興地域内の農用地区域外において、意欲的に果樹を栽培している担い手の方が改植、新植を実施したい場合には、当該市町村の農業振興地域制度を担当している部署に農用地区域への編入についてご相談ください。編入が確実と判断された場合には事業を実施することができますが、事業が終了するまでに農用地区域へ編入されていることが必要です。

また、市街化区域は、都市計画法で「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」であること、また、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における農用地区域と産地計画における「維持する園地」との整合が図られていることが必要であることから、生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区を除き、原則として整備事業の実施はできません。

ただし、移動改植の改植元園地、放任園地発生防止対策を行う園地及び自然災害により被害を受けた園地(ただし、改植後8年間は果樹園地として経営が継続されることが確実と見込まれる園地に限定されます。)の改植については、農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区以外の場合も対象とできる場合がありますので産地協議会にご相談ください。

(問 I-8)

産地計画が未策定の産地協議会は整備事業は実施できないのですか。

(答)

産地計画が未策定の産地協議会(産地計画が策定されていない又は目標年度が経過し更新されていない産地協議会)であっても、整備事業に申請する年度内に策定が確実な場合は、整備事業の実施は可能です。

(問 I-9)

整備事業を行う場合、都道府県の果樹農業振興計画（果振計画）に記載されていない品目・品種を、産地計画において生産を振興する品目・品種（以下「優良品目・品種」という。）に位置付けてもよいですか。

（答）

農林水産省では、以下のように指導しています。

産地計画では、当該産地で生産を振興する品目・品種（優良品目・品種）を定めることとしていますが、原則として、都道府県の果振計画において振興品目等として位置付けられていることが必要です。果振計画で位置付けられていない品目を産地計画に位置付ける場合には、現行の果振計画の更新時に当該品目を盛り込むことについて事前に都道府県や県果協と調整し、文書で記録に残すよう留意して下さい。

一方、品種についても、基本的な考え方は同じですが、果振計画に奨励品種等の位置付けがない場合については、産地計画に品種ごとの振興方針を示すことは可能です（果振計画に明示されていない品種を産地計画の振興対象として承認した場合は、現行の果振計画の更新時に当該品種を明記していただくことが望ましいと考えます）。

（問 I-10）

産地計画に位置付けられていない果樹の品目・品種は整備事業の対象外ですか。

（答）

整備事業は産地計画に生産を振興する品目・品種として明記されている品目・品種又は年度内に産地計画の改定を行い追加することが確実な品目・品種を対象としています。このため、後者の場合は、申請の際に当該品目・品種について追加の予定がある旨を記載することと併せて、当該事業の実績報告までには産地計画の変更を終了し、実績報告時にその写しを添付してください。

（問 I-11）

令和2年度公表の基本方針を踏まえ、産地計画の改定を予定していますが、都道府県の果振計画の改定を踏まえると産地計画の改定は遅れますが、それまでは旧来の産地計画でも整備事業は実施できますか。

（答）

当該年度中に産地計画の見直しが行われるのであれば、整備事業の実施は可能です。ただし、産地計画は整備事業の実施に当たって判断する拠り所となっていることから、未改定のままでは支障を来しますので、産地協議会で改定案を作成し、事前に関係機関とすり合わせを行い、了解を得ておくことが肝要です。

なお、改定に当たっては、特に、改植・新植の対象となる優良品目・品種をはじめ省力樹形の導入の考え方、今後導入すべき新技術、放任園地発生防止対策における対象園地の考え方など整備事業との関係でポイントとなる項目については、内容を見直しつつ漏れの無いように具体的に記載してください。

（問 I-12）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）において受益農家数の要件はありますが、整備事業には受益農家戸数要件はありますか。

（答）

整備事業については、産地計画に担い手として位置づけられている担い手（以下「支援対象者」という。）であれば、個人1戸でも、共同して複数戸でも、あるいは農業生産法人等であっても事業を実施できます。ただし、用水・かん水施設の整備のうち簡易なボーリングについては、受益者のリスク回避や経費削減及び費用対効果等の観点から原則受益戸数（支援対象者）5戸以上が必要となっています。

※簡易なボーリングについては、例外的に認めていることに留意してください。（問I-139参照）

（問I-13）

整備事業の支援対象者を教えてください。

（答）

実施要綱に規定する整備事業の支援対象者は、①産地計画において担い手と定められた者のほか、②産地計画に参画している生産者（1年以内に担い手が所有権あるいは賃借権等を取得し、又は基幹的な作業を受託する契約を締結することが確実と認められる園地で取組を行う場合及び放任園地発生防止対策を実施する場合に限る。）、③農地中間管理機構、④生産出荷団体（放任園地発生防止対策に限る。）、及び⑤事業実施主体が特に必要と認める者となっています。なお、②～⑤の支援対象者については事業対象が一部限定されています。

（問I-14）

整備事業における「支援対象者」について、中央果実協会が特に必要と認める者（以下「特認団体」という。）はどのようなものを想定しているのですか。

また、特認団体が改植等を実施する場合は、実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であることが必要とのことですが、2年以内とされた理由を説明してください。

（答）

特認団体については、例えば農協等生産出荷団体が改植等を実施し、そののち担い手に集積するケースを想定したものです。特認団体が改植等を実施する場合は、園地集積の手続きの所要期間が必要であることを考慮して「2年以内に担い手に集積されることが確実であること」とするものです。

なお、期限までに集積されなければ、補助金返還の対象になります。

（問I-15）

「整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園」とはどのような状態ですか。

（答）

産地計画に位置付けられた担い手が、1年以内に、産地計画に参画している生産者（所有者）から所有権若しくは賃借権を取得すること、又は生産者（所有者）と果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な場合です。

（問 I-16）

「1年以内に担い手に集積される果樹園」として整備事業を実施し、受け手の担い手がやむを得ない事情で当該果樹園の経営を中断しようとする場合、補助金返還となるのですか。

（答）

事業実施後8年間を経過しない間は受け手の担い手が当該果樹園の経営を中断しないようまず指導してください。それでもやむを得ず担い手が経営を中断するに至った場合には、当該果樹園の経営を引き継ぐ新たな担い手を探し出すよう指導することが原則です。新たな担い手が見つからず、経営を中断した場合は、補助金返還の対象になり得ると考えます。

（問 I-17）

農地中間管理機構が改植等を実施するためには、産地計画上、担い手に位置づける必要はありますか。

（答）

農地中間管理機構は、実施要綱に整備事業の支援対象者として明記されていることから、改めて位置づける必要はありません。

（問 I-18）

産地協議会は、農地中間管理機構と連携を図るとありますが、具体的には、どのようなことを行う必要がありますか。

（答）

「果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号）」において、産地協議会は、規模拡大を図ろうとする担い手等について効率的に園地集積を図るため、農地中間管理機構と情報共有その他の連携を図ることとされており、広域的にマッチング活動を強化する等、農地中間管理機構とのより密接な活動体制を構築する必要があります。

（主に、計画面積関係）

（問 I-19）

整備事業において、改植、新植、高接、放任園地発生防止対策、土壌土層改良を行う場合にあっては、実施面積が1か所当たり地続きでおおむね2アール以上、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水施設の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1か所当たり地続きでおおむね10アール以上とありますが、2アール

ル又は10アール未満の果樹園を数か所集めておおむね2アール又は10アール以上としてもよいのですか。

また、改植、新植、高接を合わせて地続きでおおむね2アールあれば補助対象になりますか。

(答)

産地計画において生産を振興する品目・品種（優良品目・品種）の実施面積又は受益面積が1か所当たり地続きでおおむね2アール又は10アール以上の場合が対象です。また、個別の改植、新植、高接では面積要件に満たない場合でも、改植、新植、高接を合計して地続きでおおむね2アール以上あれば対象になります。

(問 I-20)

整備事業を実施する場合、複数の品目・品種が混植されている果樹園で、それぞれの優良品目・品種の植栽面積がおおむね2アール又はおおむね10アール未満ですが、あわせて2アール又は10アール以上である場合はどのような扱いとなりますか。

(答)

一果樹園において、地続きで合計2アール又は10アール以上、植栽されていれば補助対象となります。この場合、全ての品目・品種が優良品目・品種であることが必要です。

ただし、同一品種への改植は補助対象外ですので、同一品種への改植部分があれば対象面積から除いた地続き面積が基準の面積に達した場合申請できます。（問 I-89参照）

(問 I-21)

整備事業を実施する場合、道路や河川で区切られた土地を地続きと見なしてよいですか。

(答)

道路管理者や河川管理者が市町村長以上の道路や河川で区切られた土地については、地続きと見なすことはできません。

(問 I-22)

整備事業において、地続きの広い果樹園が分筆されている場合、当該園地を一園地とみなして実施計画を作成して良いですか。

(答)

栽培の状況（品目・品種）及び転換等の態様（品目・品種、改植・高接）が同一であれば、実施計画において一園地として扱っても差し支えありません。この場合、一園地の内訳が分るようにしてください。

(問 I-23)

整備事業の対象果樹園の計画面積は、どのように算出するのですか。

(答)

整備事業における対象果樹園計画面積は、本地面積とし、けい畔・法面等果樹が植栽

されていない面積は含まないものとします。

ただし、けい畔・法面等であっても樹冠が連続して覆っているものの面積は対象果樹園に含まれることとします。

具体的には面積の算出は、次に掲げる方法により行うものとし、極力、既存資料を活用することとし、既存資料で把握が困難な場合に実測を行うなど、効率的に面積の算出を行ってください。

- ① 国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び果樹共済加入申込書のうち当該果樹園面積を表すのに最も最適であると判断されるもの、又は既存の実測結果（測量士又は測量士補による計測結果をいう）。
- ② 面積が確認されている果樹園の一部を区分して転換等を実施する場合で、当該園地の全体におおむね一定間隔で樹が植栽されていると認められる場合にあっては、当該果樹園の面積に伐採率を乗じて得た面積。
- ③ ①又は②により得られない場合にあっては、当該果樹園の実情に照らし適切と認める方法による実測結果。

(問 I-24)

「整備事業における対象果樹園の計画面積は、本地面積とし、けい畔・法面等果樹が植栽されていない面積は含まない」とのことですが、登記簿等でけい畔・法面も含んだ面積として整理されている場合は、どのように本地面積を計算するのですか。

(答)

けい畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより推計したけい畔率を用いてけい畔面積を算出し、これを登記簿等に記載された面積から差し引いて計算することとします。

- ① 対象果樹園を抽出、実測して求めた平均けい畔率
- ② 図面上の計測により求めた平均けい畔率（ほ場整備事業完了地区等果樹園の区画が整理されている地域に限る）

(問 I-25)

整備事業における計画面積算出のため、どのように実測を行うのですか。また、面積の測量方法として、斜距離が良いのですか。

(答)

巻尺などで果樹園の外周及び対角線を測定し、計算した面積が良いこととしています。また、斜距離ではなく、投影面積とします。GPS測定器等を活用し効率的に測量してください。

(問 I-26)

整備事業の計画面積について、実際の果樹園面積が土地登記簿の面積とかなり異なる場合はどうするのですか。

(答)

実測することになります。

(問 I-27)

整備事業の計画面積について、国土調査の測量が終わっただけで登記されていませんが、この結果は使えますか。

(答)

資料が入手できれば使用しても差し支えありません。

(問 I-28)

整備事業の計画面積について、市町村職員が実測しても良いのですか。

(答)

差し支えありません。産地協議会、生産出荷団体と協力して行ってください。

(問 I-29)

整備事業の計画面積の上限はありますか。

(答)

整備事業は、担い手を対象とした小規模な園地の整備を想定しているため、実施要綱等には計画面積の上限を明記していませんが、強い農業・担い手づくり総合支援交付金と同様、農村振興局所管の旧畑地帯総合整備事業の下限面積5ヘクタール未満を対象と考えています。

なお、特例として、未来型果樹農業等推進条件整備事業の一環として行う果樹経営支援対策事業については、優良品目・品種への改植・新植（省力樹形等の導入）の計画面積が5ヘクタール以上の場合も対象となります。

(主に、対象園地等)

(問 I-30)

整備事業の対象果樹園はどのような果樹園ですか。また、放任園地等は、整備事業の対象となりますか。

(答)

整備事業においては事業実施年度まで過去5年以上（直近5年以上）、毎年度、当該地域の農業協同組合、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあつては収穫の作業が行われている果樹園を事業対象としています。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹園、又は新植を行う土地、移動改植先の土地、放任園地発生防止対策の対象となる園地にあつてはこの限りではありません。

(問 I-31)

管理不良となっている放任園地については、産地協議会が必要と判断すれば整備事業の実施を可能とする一方、放任園地発生防止対策の対象とすることも可能としてい

ますが、どのような判断基準で考えればよろしいですか。

(答)

管理不良となっている放任園地のうち、整備事業の対象は以下の1)又は2)のケースです。

1) 一時的に管理不良となっている園地で、以下の①～③を満たす場合

- ① 当該放任園に現に植栽されている品目・品種が確認できること
- ② 栽培指導指針、樹齢、栽培方式に照らし、通常の収穫を上げうるに十分な植栽密度が確保されていること
- ③ 長期的な栽培の中断でないこと(不測の事態による一時的な栽培の中断であること)

2) 現況が耕作放棄地の状態であっても前歴が樹園地である遊休農地を園地に戻し栽培を再開する場合

いずれの場合も、①今後、担い手が適切に栽培管理し得ること、②産地として維持・再生すべき園地に該当すると認められることが必要です。

一方、上記の基準から外れる放任園地については、放任園地発生防止対策の対象とする園地と位置付け、その考え方を産地計画に記載することにより、該当する放任園地について対策の実施対象とすることが可能です。

(問 I-32)

管理不良になっている放任園地について、農地中間管理機構による改植を実施可能としていますが、どのような判断基準で考えればよろしいでしょうか。

(答)

以下の基準を満たしていれば、改植の対象になります。

- ① 当該放任園地に現に植栽されている品目・品種が確認できること、
- ② 栽培指導指針、樹齢、栽培方式に照らし、通常の収穫を上げうるに十分な植栽密度が確保されていること。

(問 I-33)

気象災害等により収穫ができなかった果樹園でも整備事業の対象となりますか。

(答)

台風や火山灰の降下等の災害によって、収穫ができなかった果樹園でも、営農する意志があると認められる場合(例えば、果樹共済又は収入保険に加入していること、地域の果樹栽培指針に即して管理していること等)は、当該果樹園について整備事業の対象となります。

(問 I-34)

賃借している果樹園についても整備事業の対象になりますか。

(答)

賃借している場合でも対象になります。産地計画に位置付けられている担い手が土地

所有者から果樹園を賃借した上で事業を実施することも、産地計画に参画している（所有者である）生産者が一定の要件のもとで事業を実施し担い手に賃貸することも可能です。

（問 I-35）

整備事業において、賃借している果樹園について補助金の交付対象者（支援対象者）は誰になりますか。

（答）

ケースバイケースの対応になります。土地所有者と借受者の両者の話し合いにより支援対象者を決めて下さい。

なお、借受者が整備事業を実施する場合は、両者の了解事項を明確に文書等で作成・保存しておいてください。

（問 I-36）

整備事業において、共有の果樹園を区切って栽培している所では、補助金の交付対象者（支援対象者）は誰になりますか。

（答）

当事者の話し合いによって決めることになります。支援対象者は、他の共有者との了解事項を明確に文書等で作成・保存しておいてください。

（問 I-37）

産地計画に担い手として位置付けられていない者が、その後、担い手の要件に合致するに至った場合は、整備事業における支援対象者になりますか。

（答）

産地協議会において、産地計画における担い手に該当するかを確認の上、担い手リスト等に追加されれば整備事業の支援対象者になります。なお、この場合には、特段の事情がない限り、当該事業実施の完了までにリスト等に追加していただく必要があります。

（問 I-38）

整備事業の実施計画を提出する際、産地計画には担い手の全員の名簿リストを添付する必要がありますか。

（答）

担い手のリストを提出する必要はありませんが、担い手リスト等により、当該支援対象者が担い手であるかどうか確認をしてください。

（主に、手続き、施工方法等）

（問 I-39）

整備事業において、実施計画の承認後に計画の変更が生じた場合、計画変更や交付

決定の変更の手続きは必要ですか。

(答)

支援対象者が提出した実施計画の変更の承認又は協議を要する場合は、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加等です。これらに該当する場合には、支援対象者と生産出荷団体、生産出荷団体と都道府県法人等との間で、変更計画の申請・承認手続きが必要となります。

しかし、中央果実協会と都道府県法人等との間での計画変更の手続きを要する場合は、都道府県総括表における事業費又は補助金の総額の30%以上の増加、整備事業に掲げる事業メニューの中止に限られています。

また、交付決定の変更については、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の補助金の総額が交付決定額を1円でも上回る場合は、支援対象者、生産出荷団体、都道府県法人等、中央果実協会の各々の間で、変更の手続きが必要です。

これ以外の場合であっても、補助金支払時のトラブルを防ぐためには、支援対象者、生産出荷団体、都道府県法人等の各々の間で事業内容、品種、事業費等の変更について把握に努めてください。

(問 I-40)

整備事業において、支援対象者が生産出荷団体に補助金の交付手続きに係る事務委任を行う場合、委任状は毎年提出する必要がありますか。また、農協総会の議決は必要ですか。

(答)

支援対象者からの生産出荷団体への委任状(参考様式11号の別紙1)の提出は毎年度行う必要があります。委任状があれば農協総会の議決は必要ありません(総会の議決だけでは委任状に替えることはできません。)

委任状の提出時期については、当該事業の実施計画の提出以降であれば差し支えありません。従って、必ずしも補助金交付申請時に合わせて提出する必要はありません。なお、委任状の提出をもって、補助金の交付を受けられるとの誤解を受けることのないよう適切な運用に留意してください。

(問 I-41)

整備事業を実施する場合の施工方法等について教えてください。

(答)

整備事業を実施する場合、直営施工、委託施工又は請負施工のいずれかにより行うこととします。

なお、整備事業は、産地計画において担い手と定められた者を支援対象者としていますが、施工に当たって、効率的に工事を行う観点から、これら担い手のみを構成員として集団を形成し事業を実施する場合も本対策の支援対象者として取り扱うことは差し支えありません。この場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金と同様の条件を備えている集団(代表者、規約の定めがある等)であることが必要と考えています。

(問 I-42)

整備事業を行う場合において、直営施工の場合の労賃の考え方について説明してください。

(答)

直営施工の場合、臨時雇用者の労務により作業を行う場合は労務費も助成対象としますが、支援対象者（生計を一にする家族を含む。）自らの労務費は助成対象としません。

(問 I-43)

整備事業において、各支援対象者が見積りや施工をするのではなく、生産出荷団体が一括して見積りや施工をすることは可能ですか。

(答)

支援対象者が自ら見積りや施工をすることが基本ですが、苗・資材の購入や事業の施工については、生産出荷団体等を通じて共同で行った方が合理的（スケールメリットが働き、低廉になる等）な場合には、生産出荷団体等が一括して、又は共同して見積り、施工をすることは差し支えないものと考えられます。なお、この場合にも都道府県法人等に見積書を提出することになります。

(問 I-44)

整備事業において、産地協議会を構成する農協は応札等できますか。

(答)

1 業者として応札や見積りに参加することは可能と考えます。

なお、整備事業の実施については、施設・資材の購入等も含め、原則入札（見積合わせを含む）によって決定するものとしています。

また、入札等の実施にあたっては、原則として都道府県庁の入札等のルールを用いることとし、入札等の公正・公平性、透明性の確保が図られることが前提です。

3社以上の業者からの応札等となるよう努めるものとします。

(問 I-45)

整備事業において、資材の購入及び労務契約は各支援対象者が行うのですか。

(答)

資材の購入及び労務契約は、支援対象者ごとに実施していただくことが基本です。

しかし、資材の購入については、一括購入等を行う方が安価と判断されれば、生産出荷団体等が複数の支援対象者から委任状等により数量等を取りまとめて入札を行うことも可能と考えます。生産出荷団体等と業者との間で契約を行った場合は、支援対象者ごとの内訳（数量、金額）が明らかとなる資料を添付・保管することが必要です。

(問 I-46)

整備事業の着手が認められる時期はどの時点ですか。

(答)

実施計画の承認を受け、更に交付決定を受けた後になります。しかし、やむを得ない理由により交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、実施計画の承認後、交付決定前着工届を提出した上で着手することができます。

(問 I-47)

整備事業において、年度をまたぐケース（当該年度中に伐採等、次年度に植栽等を行う）について、その仕組みを詳しく教えて下さい。また、この場合どの年度の事業として整理するのですか。

(答)

整備事業については、実施計画の承認を受け、更に交付決定を受けてから苗木の発注または伐採等により事業着手を行い、同一年度内に事業完了することが原則です。なお、改植等において、植栽適期、積雪等により事業の完了が当該年度では支障がある場合には、翌年度に植栽等を行い事業を完了することができます。また、補植改植の場合には、交付決定年度に苗木の発注等を行うことを原則とし、植栽の翌々年度までに伐採等を実施しなければなりません。

この場合は、実施計画が承認された年度の事業と整理されますが、補助金の実績報告・支払いについては、事業が完了した年度となります。

なお、交付決定前の事業着手には、実施計画承認後に交付決定前着工届の提出が必要です。

(問 I-48)

改植完了年度の考え方について、詳しく教えて下さい。「改植完了（予定）」について、いつの時点のものまでを「当該年度完了（予定）分」とするのですか。

(答)

当該年度完了分とは、年度内に事業が完了し、かつ当該年度予算で補助金が支払われるものをいいます。これに該当するものは、事務手続きを考えると2月下旬～3月上旬（具体的については、毎年度定める。）までに事業実績報告兼支払請求書が中央果実協会に提出される必要があります。

当該年度完了分の支払請求等手続きについては、これに間に合うよう支援対象者、生産出荷団体、産地協議会及び都道府県法人等は、連携を取りながら余裕をもって進めてください。

なお、当該年度完了分に係る支援対象者の実績報告（参考様式1号）、産地総括表（同3号）の「事業完了（予定）年月日」の欄については、前述の手續に合わせて記入してください。

(問 I-49)

改植を伴わない小規模園地整備等についても当該年度に計画承認し、年度を跨いで次年度に事業完了することは可能ですか。

(答)

改植、新植等を除く植栽を伴わない整備事業（園内道の整備等）については原則として1次計画に予定し、当該年度中に事業完了するようにしてください。やむを得ず2次計画に予定したい場合は申請前に中央果実協会にご相談ください。

なお、改植、新植等と小規模園地整備等を同時に実施する場合はこの限りではありません。参考様式3号の理由欄にその旨記載してください。

○ 整備事業（優良品目・品種への転換）

(問 I-50)

改植・新植において、面積当たり定額支援の対象となる品目は何か。

(答)

みかん等のかんきつ類のほか、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくです。

(問 I-51)

対象品目の考え方（プルーンがすももに含まれるかなど）はどうなっていますか。

(答)

なしには、西洋なし及び中国なしを含み、ももには、ネクタリンを含み、すももには、プルーンを含みます。なお、やまぶどうはぶどうに含まれません。

(問 I-52)

改植の単価は転換元又は転換先のどちらの品目で整理するのですか。

(答)

令和元年度まではかんきつ類のみ「転換元」となっていますが、令和2年度以降は全て「転換先」の品目で整理します。

(問 I-53)

定額支援の改植・新植を実施する場合であって、推進事業により設置した大苗育苗ほで育成された苗木を購入したときも、交付単価は定額ですか。

(答)

定額の支援単価が適用されます。

(問 I-54)

改植・新植において事業着手とみなされるのはどの時点ですか。苗木は、あらかじめ発注が必要ですが、着手が認められる時期との関係はどうなりますか。

(答)

改植・新植の場合は、改植又は新植する苗木の発注や大枝切りの発注等をもって事業着手となります。

また、発注は事業着手とみなされますので、発注は交付決定（又は交付決定前着工届

の提出)後に行ってください。なお、苗木の予約は事業着手とみなしません。

(問 I-55)

改植事業の交付決定前に購入した苗木を改植に用いてもよいですか。

また、交付決定を受けて購入した苗木を一定期間育成してから、植栽する場合はどうですか。

(答)

交付決定を受けてから、苗木を購入し事業期間内に植栽してください。自己費用で苗木を購入した場合を含め、交付決定前に購入した苗木を改植に用いることはできません。

交付決定を受けて購入した苗木を一定期間育成し、事業期間内(事業の交付決定後から完了報告の間)に植栽することは可能です。事業期間を超えて、大苗にまで育成した苗木を植栽することはできません。

これらについて、産地協議会は、事前確認・事後確認の際に留意して確認してください。

(問 I-56)

改植・新植において、自己育成した苗木を用いて、植栽してよろしいですか。

(答)

改植・新植の支援対象となるのは、来歴の確認できる苗木であることが必要です。

自己育成した苗木で改植・新植を行う場合は育成した苗木の来歴(入手方法、品目・品種等)について苗木発注前に産地協議会が確認した場合に限られます。また、補助対象については、交付決定を受けた以降に行った伐採・抜根、深耕・整地費、土壌改良資材費、植栽費等の経費(経費に苗木代、支援対象者自らの労賃は含めない。)とし、補助率は1/2以内です。また、自己育成の期間は最長5年生苗までとなります。

一方、自己育成した大苗で改植・新植を行った場合の未収益期間の取扱いについては個別に判断しますので、中央果実協会へご相談ください。

(問 I-57)

改植又は高接の場合、園地改良や植栽適期等の都合により伐採直後の植栽等ができないことが考えられますが、この場合の取扱い及びその確認について説明してください。

(答)

伐採等の実施年度及び翌年度に植栽等されるものについては、補助対象とします。

確認は植栽等が終わった後に行うこととし、補助金の支払いは、適正に植栽等が行われたことを産地協議会が確認した後に行われます。

《省力樹形の導入》

(問 I-58)

省力樹形の導入への支援について、要件等を教えてください。

(答)

1 省力樹形とは、未収益期間の短縮が期待できるものであり、かつ①又は②の要件を満たすものをいいます。

① 10アール当たりの労働時間を慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが試験結果又は事例で確認できる樹形であること

② 10アール当たりの単収を慣行栽培と比較して10%以上増加できることが試験結果又は事例で確認できる樹形であること

2 また、令和2年度から面積当たり定額支援となった省力樹形への改植・新植支援は、品目別に以下のとおりです。

(1) りんごの超高密植(トールスピンドル)栽培への改植(定額73万円/10アール)・新植(定額71万円/10アール)

(2) りんごの高密植低樹高(新わい化)栽培への改植(定額53万円/10アール)・新植(定額52万円/10アール)

(3) みかん等かんきつ類の根域制限栽培への改植(定額111万円/10アール)・新植(定額108万円/10アール)

(4) ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培への改植(定額100万円/10アール)・新植(定額99万円/10アール)

(5) なし、もも、すもも、かき等のジョイント栽培への改植(定額33万円/10アール)・新植(32万円/10アール)

なお、以上に該当しない省力樹形への改植・新植の補助率は定率1/2以内であり、産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定められることが確実と見込まれることが必要です。

3 2のうち定額支援が適用される省力樹形に係る果樹未収益期間支援事業は定額22万円/10アール(5.5万円/10a×4年分)です。また、定率支援が適用される省力樹形については問I-62を参照ください。

(問I-59)

定額補助が適用される根域制限栽培の特徴と、その導入に当たって、補助対象として想定される経費を教えてください。

(答)

かんきつ類やなし、ぶどう等を対象とする定額補助の省力樹形の1つである根域制限栽培は、防根シート等によって形成した枠の中に盛土をして樹を植え付け、根の分布域を制限し、かん水装置による水管理を行う栽培方法です。

その効果として、①樹勢の制御による各種管理作業の省力化、②水管理の精緻化による高品質化、③密植による早期多収化等が期待できます。

根域制限栽培への改植・新植において、補助対象となる経費は、伐採・抜根費(改植の場合のみ)、深耕・整地費、苗木代及び植栽費のほか、次の各種資材費及び設置費とな

ります。なお、これらの資材は、佐賀県（うんしゅうみかん）及び栃木県（日本なし）における試験成績（事例）等を参考としています。

- 定植用培土
- 土壌改良資材（バーク堆肥、熔りん、石灰資材等）
- 根域制限用資材（防根シート、土止め用角ブロック、ビニール等）
- 骨格資材・枝吊り資材
- 支柱等資材
- かん水資材（かん水装置、かん水量計測機、配管等関連資材等）
- マルチ資材（白黒ポリマルチ、マルチ巻き上げ機等）

一方、定植用培土に供する土砂採取のための開墾等に要する経費は対象になりません。

（問 I -60）

根域制限栽培には多様な方式がありますが、用いる資材は、経費試算の参考とした試験成績との相違をどの程度許容できますか。

（答）

各種資材について、問 I -59の回答で示した資材は、いずれも根域制限栽培としての要件や機能を満たすために導入が必須のものと考えています。

従って、別のマニュアル等による場合は、申請の際に個別に確認する必要があるので、当該マニュアル、図面、経費見積り等の根拠資料と併せて、中央果実協会へご相談ください。

（問 I -61）

根域制限栽培の導入に当たって、かん水装置など改植前に使用していた資材を代用する場合や、安価な資材の使用等によりコストダウンが図られる場合の補助率はどうなりますか。

（答）

根域制限栽培の導入に対する定額の支援単価は、総事業費の1/2相当として積算した金額であることから、資材費の中で大きな部分を占める、防根シート、培土（客土）及びかん水施設の新規整備を必須の要件とし、この中の1つ以上で既存のものを活用する場合や、安価な資材の使用等によってコスト削減を図る場合は経費の定率補助（補助率1/2以内）で申請してください（ただし、面積当たりの補助金額根域制限栽培の定額の支援単価を上回らないこと）。

（問 I -62）

定率補助（補助率1/2以内）が適用される省力樹形について教えてください。定額補助との違いは何ですか。

（答）

定率補助が適用される省力樹形の考え方は、産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定められることが確実と見込まれるとともに、未収益期間の短縮が期待できるものであり、かつ①又は②の要件を満たすこと。

- ① 10アール当たりの労働時間を慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが試験結果又は事例で確認できる樹形であること
- ② 10アール当たりの単収を慣行栽培と比較して10%以上増加できることが試験結果又は事例で確認できる樹形であること

定額補助の場合は実施要綱に品目と省力樹形の方式が明記されているので、申請に当たり導入したい省力樹形が要件に適合することを証明する必要はありません。一方、定率補助の場合は上記の要件に該当する省力樹形であることを産地協議会が根拠となる試験結果又は事例でもって確認する必要があります。なお、定率補助の場合は植栽密度の下限は設定されません。

次に、果樹未収益期間の取扱いが違います。定額補助の場合が22万円（年間5.5万円／10a×4年分）を改植・新植実施年度に一括交付する支援措置が講じられており、これに関するデータ提出は必要ありません。一方、定率補助の場合は、未収益期間の取扱いについては、中央果実協会が個別に判断を行うこととされていますので、産地協議会で確認した上で、根拠となる資料を添付して申請していただくことになります。

(問 I-63)

りんごの慣行樹形から、補助単価の異なるわい化栽培と省力樹形（新わい化やトールスピンドル）に改植する場合の面積要件はどうなりますか。

(答)

改植は、地続きでおおむね2アール以上あれば申請が可能です。同一園地でわい化栽培と省力樹形に改植する場合は合計してこの面積要件を満たせば申請できます。この場合、参考様式1号に記入する園地番号に枝番を付した上で、それぞれの備考欄に同一園地であることが分かるように「園地番号〇-1」「園地番号〇-2」と明記してください。

(問 I-64)

従来から対象となっている栽培方法や、令和2年度から対象となった省力樹形以外に、新たに開発される栽培方法等があれば定額支援の対象に追加することは可能ですか。

(答)

新しい栽培方法について、省力又は多収性を有する技術であり、省力樹形の要件を満たすとともに、省力樹形と同程度の費用を要する等の実態が明らかであれば、検討の上、対象の追加も可能です。そのような栽培方法がある場合には、中央果実協会に当該技術の内容（事例や試験結果）、産地での普及状況、改植等に係る費用等のデータを提示してご相談ください。なお、提供された資料は農林水産省における検討の素材となります。

(問 I-65)

なし、もも、すもも、かき等のジョイント栽培により改植、新植を行う場合、ジョイントは事業期間内（交付決定後実績報告する前）に行わなければならないですか。また、事業期間に苗木を育成する必要がありますが、その育成管理に要する経費につ

いては、補助対象ですか。

(答)

必ずしもジョイントは事業期間内に行う必要はありません。また、事業期間内に育成管理に要する経費については、補助対象になります。

(問 I-66)

優良な品目・品種への改植を行う場合、伐採等を行う果樹園とは別の土地で果樹を植栽することは可能ですか。

(答)

同一人が別に保有する農地又は使用収益権を有する農地に果樹を植栽する場合にあつては可能です(移動改植)。この場合、伐採・抜根等を実施した面積の範囲内で植栽する必要があります。

(問 I-67)

移動改植では、改植先の要件がありますか。例えば、改植先が野菜畑、園地でなく放任園等の場合であっても、現況「農地」と判断されるものは、改植先の土地としてよいですか。

(答)

改植元と同等の面積を有する他の農地を改植先として果樹を植栽する場合は、改植先が放任園等であっても対象となります。ただし、農振農用地区域内及び生産緑地地区の農地であることが必要です。

(問 I-68)

優良品目・品種への転換(改植又は高接)に当たり、転換元の品目も産地計画に記載されている必要がありますか。

(答)

必要ありません。ただし、転換先の品目・品種については産地計画において生産を振興すべき品目・品種として明確に位置付けられていること(特定できること)が必要です。

(問 I-69)

生産を振興する品目・品種(優良品目・品種)への転換に当たり、当該産地では主要品目でなく、かつ、品種名が多岐にわたっている場合は、どの程度産地計画に記載されていれば事業の対象になりますか。

(答)

産地計画において生産を振興する品目・品種の名称としてきちんと明記されていることを基本とします。

主要品目でない別の品目へ転換する場合には産地計画に品種名が明記されていなくても事業の対象になります。

(問 I-70)

優良品目・品種への転換に当たり、同一品目で新しく育成された別の品種が産地計画にまだ位置付けられていない場合は改植・新植又は高接の対象にならないのですか。

(答)

事業対象となる品種は、産地計画において生産を振興する品種として定められているもの又は今後、産地計画に明記されることが確実な品種です。

従って、現時点で産地計画に位置付けられていない品種を事業対象とするためには、計画申請までに産地計画の変更により生産を振興する品種に位置付けるか、計画承認年度に産地計画に位置付けられることが確実な品種として、計画申請の際の知事協議で認められる必要があります。

後者の場合の具体的な手続きは、都道府県総括表及び産地総括表の備考欄に、申請した品種を当該年度の産地計画の見直しにおいて生産を振興すべき品種に確実に位置づける旨を記入することとします。記入にあたっては、当然のこととして、産地協議会、都道府県担当部局の了解をとっておく必要があります。

(問 I-71)

優良品目・品種への転換を行う場合、産地計画に「生産を振興する品目・品種」としてうんしゅうみかんの極早生種を位置付けた場合は、事業の対象になりますか。また、早生種の場合は対象になりますか。

(答)

うんしゅうみかんの極早生種について改植、新植を行う場合は、産地協議会単位で前年度の栽培面積を超えない範囲であれば対象になります。

なお、当然のことながら当該都道府県の果樹農業振興計画にも振興すべき果樹として当該うんしゅうみかんが位置付けられていることが必要です。

また、うんしゅうみかんの早生種及びハウス栽培の極早生種については、特にこうした制約はありません。

(問 I-72)

優良品目・品種への改植・新植を行う場合、その果樹に必要な交配樹（受粉樹）は混植の対象になりますか。

(答)

改植・新植を行う園地において、産地計画に交配樹（受粉樹）として明記されている品目・品種を混植する場合は、対象となります。

また、産地計画に交配樹（受粉樹）が明記されていない場合でも、交配樹（受粉樹）の品種、必要性、植栽本数等が都道府県の栽培指針等において確認できれば、上記と同様に混植を行うのであれば対象となります。

さらに、複数の経済品種（果実の収穫を目的とする品種）を導入し、併せて交配樹と

しての働きを期待する場合は、当該複数品種を優良品種（生産を振興する品種）として産地計画に位置付ける必要があります。

なお、キウイフルーツなど、雌雄異株の果樹で、優良なオス樹の品種の数が限られている等の場合については改植前と同一品種の改植でもやむ得ないものとして判断される場合もあるので、中央果実協会へご相談ください。

(問 I-73)

雌雄異株であるキウイフルーツの花粉採取用のオス樹やなしの受粉樹（花粉採取専用）の品種の新植については整備事業の支援対象ですか。

(答)

キウイフルーツの花粉採取用のオス樹やなしの受粉樹（花粉採取専用）の品種の新植に対する支援については、新設された花粉専用園地育成推進事業の活用をご検討ください。

(問 I-74)

キウイフルーツのオス樹のみを植栽してある園地において、果実用のキウイフルーツへ改植する場合は対象になりますか。また、なしの受粉樹（ただし、花粉採取専用）に植栽するなしに限る。）の品種を果実用のなしへ改植する場合は対象になりますか。

(答)

オス樹又は花粉採取専用の受粉樹のみを植栽している園地において優良な品目・品種の果実用の果樹へ改植する場合は、新植の補助率（定額）が適用されます。

(問 I-75)

改植・新植の支援の対象となる同一品種の優良系統にはどういったものがありますか。

(答)

優良系統とは、同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常の系統と異なる優良な特性を持つとして通常の系統と区分して取引されている苗木を用いるものをいいます。

具体的には、りんごの「ふじ」の着色系統やしらぬひ（デコポン）の弱毒ウイルス接種系統が該当すると考えています。

(問 I-76)

産地計画において生産を振興する品目・品種として「ふじ」を記載すれば、その系統（三島ふじ・宮美ふじ等）に関わらず植栽できるでしょうか。

(答)

産地計画の書き方によって、生産を振興する品目・品種として「ふじ」と記載されていても「三島ふじ」等が認められる場合があります。

この場合、4年以内、8年目の確認においてもその差異が現存することが前提です。

- 2 上記1の技術は、公的な試験研究機関等が開発し実用段階にある新技術のほか、篤農家の技術など栽培条件等に適応して地域で確立され、現場の公的機関の調査等（普及指導センター、都道府県の試験研究機関、農協の営農指導部門等が収集したデータ等）によりその効果が確認された技術を含みます。

(問 I-79)

同一品種の改植支援の対象となる生産性の向上が期待される技術には現在どのようなものがありますか。

(答)

改植が必要な場合であって、かつ、りんごのわい性台木の使用のように生産性向上が見込まれる技術を指します。産地計画に位置付けたい具体的な新技術がある場合には、都道府県法人等を通じて中央果実協会にご相談ください。

(問 I-80)

生産性の向上が期待される技術に該当するとの結論に至るまでのスケジュール（流れ・過程）、留意点を示してください。

(答)

そのような技術があるのであれば、中央果実協会にまずご相談ください。中央果実協会は、これまでのこのような技術に関するノウハウを蓄積しており、補助事業の対象にふさわしい技術かどうか、そういった観点等から相談にあずかる立場にあります。具体的なデータ等（問 I-78を参照）を事前に（結論を出す前に）提供していただきたくお願いしているところです。

併せて、当該都道府県等と協議していただき、最終的に産地計画を承認する都道府県等が責任をもって、生産性の向上に資する技術であると判断して産地計画を承認することになります。その際には、都道府県果樹振興計画や試験研究機関の普及すべき技術に位置づけ推奨する、こういったことも留意して判断・承認していただくことになります。

(問 I-81)

同一品種の改植において、ウイルスフリー苗を用いる場合は、改植の対象となりますか。

(答)

原則として、ウイルスフリー苗であることのみをもって、同一品種の改植の対象となる優良系統や生産性の向上が期待される技術に該当するとはいえません。

優良系統や生産性の向上が期待できる技術に該当するか否かについては、都道府県農業試験場等の公的機関による客観的なデータを踏まえて、個別に中央果実協会にご相談ください。

しらぬひ（デコポン）のウイルスフリー苗木については、通常の苗木と比較し明確に

生産性向上の違いが認められるので同一品種での改植が認められているものです。

(問 I-82)

同一品種の改植に当たり、生産性の向上が期待される技術の導入に係る資材費は補助対象となりますか。

(答)

補助対象経費は改植に必要な費用（伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等）のみであり、当該技術導入に係る資材費は、一切、補助対象外です。

(問 I-83)

同一品種の改植に当たり、既に他の都道府県で普及している生産性の向上が期待できる技術を当該産地において導入する場合、改植の対象になりますか。

(答)

他の都道府県で普及している技術であっても、当該産地において生産性の向上が期待される技術として産地計画に位置付けられていれば対象となります。なお、この場合、当該技術が当該産地においても生産性の向上が期待される技術であるかどうかは具体的なデータに基づいて判断する必要があります（問 I-78参照）

予め、中央果実協会や都道府県法人等にご相談ください。

(問 I-84)

生産性の向上が期待される技術の導入を伴う改植において、特許権等の使用料については、補助対象となりますか。

(答)

改植においての当該技術導入に係る特許権等の使用料等は補助対象となりません。ただし、当該使用料等が苗木代そのものに含まれている場合等、費用の分離が困難な場合は補助対象となります。

(問 I-85)

改植・新植において植栽する場合に、トレリス・果樹棚に係る資材費も補助対象となりますか。

(答)

番線、アンカーを含むトレリスについては植栽時に必要な支柱等として補助対象になりますが、果樹棚は、自然災害の場合を除き、補助対象とはなりません。産地生産基盤パワーアップ事業など他の事業の活用を検討ください。

また、転換元の果樹棚を撤去する場合の当該経費についても対象外です。

(問 I-86)

改植・新植において、苗木植栽時の支柱は補助対象となりますか。

(答)

植栽時に必要不可欠な支柱は対象となります。また、野生獣害から果樹の幼木を樹体単位で保護するための獣害対策資材も対象となります。

(問 I-87)

果樹産地で深刻となっている野生鳥獣害の対策技術（フェンス、電気柵等）は補助対象になりますか。

(答)

野生鳥獣害対策の施設については補助対象になりません。他の事業の活用をご検討ください。

(問 I-88)

改植等において伐採した転換元の樹木の根や樹幹等の撤去費用や処理費用は補助対象となりますか。

(答)

対象となります。

(問 I-89)

産地計画で優良な品目・品種に位置付けられているA品種、B品種について、同一農業者が例えば、S園地でA品種からB品種へ、T園地ではB品種からA品種へ改植する場合に改植の対象になりますか。

(答)

同一の農業者において、転換元の品種と同一の品種を他の園地に植栽すること（A品種をT園地に植栽すること）は、同一品種への改植と見なされることから、補助対象外になります。

(問 I-90)

定額補助が適用される改植、新植における果樹の植栽密度の基準を教えてください。

(答)

改植、新植においては、通常の収穫をあげるのに十分な植栽本数が植栽されていなければなりません。このため、現在、主要果樹の品目ごとに、省力樹形、慣行樹形の定額補助について植栽時の植栽密度（本数/10アール）の下限が設定されています。

<慣行樹形等の場合>

- | | |
|----------------|------------|
| ・うんしゅうみかん | 50本/10アール |
| ・りんご | 18本/10アール |
| ・りんごのおい化栽培 | 62本/10アール |
| ・ぶどう | 12本/10アール |
| ・ぶどう（加工用）の垣根栽培 | 125本/10アール |

- ・ 日本なし 40本／10アール
- ・ もも 18本／10アール
- ・ かき 30本／10アール

<省力樹形の場合>

- ・ りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培 概ね250本／10アール
- ・ りんごの高密植低樹高（新わい化）栽培 概ね165本／10アール
- ・ みかん等かんきつ類の根域制限栽培 概ね170本／10アール
- ・ ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培 概ね170本／10アール
- ・ なし、もも、すもも等のジョイント栽培 概ね169本／10アール
- ・ かきのジョイント栽培 概ね320本／10アール

なお、上記以外の主要果樹、支援単価が補助率1/2以内の品目については植栽密度の下限は設定されていません。

ちなみに、上記の植栽密度の下限は植栽時に適用されますが、樹冠の広がりとともに間伐することを妨げるものではありません。

(問 I -91)

令和2年度に導入された下限本数は、元年度に計画承認した事業にも適用されますか。また、自然災害等の改植にも適用されますか。

(答)

令和元年度に計画承認、交付決定された事業には下限本数は適用されません。一方、下限本数は自然災害等の改植にも適用されます。

(問 I -92)

改植・新植の場合、植え付け当初は密植をし、成長に伴い徐々に間伐することは可能ですか。

(答)

都道府県の栽培技術指針等において、改植の際の未収益分を緩和する等のために植え付け当初は密植を行い、徐々に間伐することが推奨されており、これに基づいて植栽、間伐を行う場合は、問題ありません。

(問 I -93)

改植において、土地が安定しないなどの理由により植栽を予定していた園地に植栽ができなくなった場合は、別の土地に植栽することはできますか。

また、このようなケースの手続きはどのようにしたらよいですか。

(答)

実施計画の変更承認をとることにより別の土地に植栽（移動改植）することは可能です。なお、改植元の園地で行う伐採・抜根に要する経費については、移動改植のため補

助対象になります。

ただし、既に当初の予定地で他の整備事業（小規模園地整備等）を行っていた場合、当該園地整備分については、補助金返還の対象となってしまうので注意が必要です。

(問 I-94)

支援対象者が、改植を毎年度実施することは可能ですか。この場合、各年度ごとに実施計画の承認申請や交付申請を行うことになるのですか。

(答)

支援対象者（農家）の経営判断（計画）により園地ごとに改植する時期（年度）も異なることも考えられ、このような場合に毎年度計画的に改植を実施することは可能です。

なお、この場合の手続きは、年度ごとに行うこととなります。

(問 I-95)

改植において、別途所有の農地に優良品目・品種を植栽（移動改植）する場合、補助対象面積は、改植元（伐採地）と改植先（植栽園地）のどちらの面積になるのですか。また、改植元より改植先の方が面積が大きい場合、差に相当する面積は補助対象となりますか。

(答)

移動改植としての補助対象面積は、伐採地（改植元）の面積と植栽園地（改植先）の面積のうちいずれか小さい方となります。また、通常改植と同様に改植先の品目により定額又は定率の補助率が適用されます。

例えば、急傾斜地等の果樹園800㎡を伐採し、平坦地の田畑等に振興品目・品種を1,000㎡改植する場合は、改植先が慣行樹形のかんきつ類であれば800㎡×定額230円、改植先が慣行樹形の主要果樹（りんご、ぶどう、もも等）であれば800㎡×定額170円となり、また、改植先が主要果樹以外であれば800㎡分については改植元の伐採、抜根等の費用や改植先の苗木代、植栽費等を含め事業費の1/2が補助対象となります。

改植元の面積を上回る残りの200㎡分は一定の要件を満たせば新植の対象となります。この場合、未収益期間支援事業は1,000㎡（800+200）が補助対象となります。

一方、改植元の面積が1,000㎡あって、改植先の面積が800㎡の場合は、面積のいずれか小さい方である改植先800㎡に対して改植の補助対象となります。改植元の残り200㎡は、放任園地発生防止対策の補助対象となります（ただし、産地計画に対策の考え方が記載されている場合に限られます）。

なお、通常の改植園地（果樹園）と同様に、移動改植・新植と同時期に小規模園地整備等を行うことも可能です。

(問 I-96)

改植・新植、放任園地発生防止対策の定額支援の場合、支援対象者の補助金の額は、対象果樹園の面積ごとに支援単価を乗じて得た額の合計とされていますが、面積は

m²単位ですか。果樹未収益期間支援事業の場合はどうでしょうか。

(答)

支援対象者の補助金の額は、当該支援対象者の対象果樹園ごとに、1 m²未満を切り捨て得られたm²単位の面積に支援単価を乗じて得た額の合計です。なお、果樹未収益期間支援事業の場合にも、同様に、当該支援対象者の対象果樹園ごとに、m²単位の面積（1 m²未満を切り捨て）に支援単価及び原則として支援対象期間（4年間）を乗じて得た額の合計です。

<新植>

(問 I-97)

これまで補助率1/2であった新植が令和2年度から定額の支援単価が設定されましたが、元年度に採択され2年度に実施する新植についても定額が適用されますか。

(答)

令和元年度に採択され2年度に実施する新植については補助率1/2が適用されます。

(問 I-98)

新植の要件としていた、新品種、安定需要、大規模基盤整備、認定新規就農者の取扱いはどうなりましたか。

(答)

新植は改植と同様に生産を振興する品目・品種への植栽とし、従来の要件は廃止しました。

<高接>

(問 I-99)

高接した場合の事業の完了は、どの時点ですか。また、高接は100%成功すると限りませんが、補助事業として問題はありますか。

(答)

対象果樹園において、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐ作業をすべて終了した時点が事業の完了となります。

また、普及指導センターや農協の指導を受け、適切な方法により、実施されていれば、極端に活着率が低くなることはないと考えていますが、活着率が低くなったことにより、生産性の低下を招くことが想定される場合は、支援対象者自らがその欠損分を補うことにより当初の事業目的を達成することが必要です。

(問 I-100)

高接は、対象園地の全ての樹体について、一挙更新しなければなりませんか。一部の樹体の部分更新でも構わないですか。構わないとした場合、割合等の基準はありますか。

(答)

高接は園地内の樹体全てについて1本1本の樹を一挙更新することを原則とし、部分更新はできません。ただし、自然災害関連の場合については、被害を受けた樹体のみを対象として高接することができます。

○ 整備事業（農地中間管理機構を活用した改植等）

(問 I-101)

果樹経営支援対策事業において、農地中間管理機構が実施可能な取組を教えてください。

(答)

整備事業のうち放任園地発生防止対策を除いた事業（改植、新植、高接、小規模園地整備、用水・かん水施設の整備及び特認事業（園地管理軌道施設の整備及び防霜設備・防風設備の整備））を実施することが可能です。どの整備を行うかは、農地中間管理機構の判断となります。

なお、推進事業は実施することができません。

(問 I-102)

農地中間管理機構から果樹園を借りたい場合、どのように申し込めば良いですか。また、機構に改植等を行ってほしい場合にはどうすればよいですか。

(答)

担い手（新規就農者を含む）の方が、農地中間管理機構から果樹園を借りたい場合、機構の行う「農地の借受公募」に申し込む必要があります。

機構は、同公募により申し込んだ借受希望者からその希望内容を踏まえて農地のマッチングを行うこととなり、機構が改植等を行うかについては、機構が借受希望者の改植等に係る意向を踏まえて決めていくことが基本となります。

(問 I-103)

農地中間管理機構が改植等を実施する場合、どの時点で実施すればよいですか。小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備）の場合はどうですか。

(答)

出し手から農地中間管理機構が借り受けた果樹園は、確実に、担い手（借り手）に転貸され、適切に利用されることが求められることから、担い手の意向を聞いて改植等を実施することが基本となります。

このため、機構は、担い手（借り手）の候補者の中から、転貸の相手先を調整する際に、改植の要否についても確認することが求められます。小規模園地整備等の場合も同様です。

(問 I-104)

借り手を確保する前に、農地中間管理機構が改植等を実施したいのですがよいですか。小規模園地整備の場合はどうですか。

(答)

本来は、借り手の意向を聞いて改植等を実施することが基本となりますが、改植等を実施した果樹園が借り手（新規就農者等）に転貸されることが確実と見込まれる場合、あらかじめ改植等を実施することは可能です。小規模園地整備等の場合も同様です。

(問 I-105)

農地中間管理機構が改植等を実施する場合、実施計画はどこに提出する必要がありますか。

(答)

あらかじめ借り手がわかっている場合、その借り手となる担い手の住所地にある産地協議会に提出することとなります。この場合、生産出荷団体を経由せず、直接、産地協議会に提出します。

それ以外の場合、その果樹園の所在地にある産地協議会に直接提出することとなります。

(問 I-106)

農地中間管理機構が改植等を実施したい場合、事業実施計画書は、いつ頃を目途として作成・提出することになりますか。また、出し手からの土地の借受けの手続きが終わる前に、機構は事業実施計画書を提出することは可能ですか。

(答)

果樹経営支援対策事業は、農林水産省の公募事業により選定された事業実施主体が行う公募により実施され、例年、年2回、4月末日、9月末日が締切りとなっています。これを踏まえ、都道府県法人等、産地協議会で締切りを定めておりますので、改植する時期等を考慮しつつ、締切りに間に合うよう、事前に、都道府県法人等にご確認ください。

なお、事業実施計画の提出時に、出し手からの土地の借受けが完了していなくても、改植までに出し手からの仮借受けが完了し、改植が行われることが確実であれば、事業実施計画書の提出は可能です。

(問 I-107)

農地中間管理機構から転貸を受ける借り手は、産地計画の担い手に位置付ける必要がありますか。

(答)

整備事業（改植等）、果樹未収益期間支援事業は、産地計画に位置付けられた担い手を対象に支援を行っています。このため、産地計画の担い手リスト等に追加される必要があります。

(問 I-108)

農地中間管理機構が改植等を実施した場合に、担い手が未収益期間の支援を受けるための手続きは、どのようにしたらよいですか。また、支援額はどのようになりますか。

(答)

通常の改植等では、改植等を行う担い手が、改植等の事業実施計画と未収益期間の支援対象者としての承認申請を兼ねて、生産出荷団体を経由して又は産地協議会に直接書類を提出しますが、農地中間管理機構が改植等を実施する場合の手続きは、次のとおりです。

- 1 借り手の意向を受け改植等を行い、改植後1年未満で転貸することが確実な場合
改植等を行う機構が、未収益期間の支援対象者としての承認申請に係る借り手（担い手）の書類と併せて、産地協議会に提出することとなります。その後、実際に、借り手（担い手）に転貸され、営農開始が確実であれば、支払いが可能となります。

なお、結果的に、改植等を実施した後、転貸までに要する期間が1年以上になることが見込まれることとなった場合には、借り手（担い手）は、一旦、当該事業の中止の手続き（計画変更の手続き）を行い、その後、転貸が確実となった段階で、再度、事業実施計画を提出することになります。

- 2 あらかじめ借り手が決まっておらず、改植後、転貸までに1年以上要する場合
機構は、先に、改植等に係る手続きのみ行い事業を完了します。その後、借り手が見つかれば、機構は、未収益期間の支援対象者としての承認申請に係る借り手（担い手）の書類を、改植等の実績報告（承認済み）の写し及び改植等を行った者から当該園地の貸借権等の権利設定がなされたことを証す書面の写しと併せて、産地協議会に提出することとなります。その後、実際に、借り手に転貸され、営農開始が確実であれば、支払いが可能となります。

未収益期間の支援単価は、通常22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分）ですが、支援対象期間は、改植の取組後1年未満に担い手に転貸され営農を開始する場合には通常どおりの支援単価、1年以上2年未満の場合（機構が1年以上2年未満で保全管理する場合）は1年分減じた3年分の支援単価とするなど、機構による改植後の保全管理の年数を減じたものとなります。この支援単価に支援対象期間を乗じたものが支援額となります。

(問 I-109)

産地協議会による改植後4年以内及び8年目に行われる園地の確認は、どのように行われますか。

(答)

既に担い手（借り手）に転貸している場合であっても、農地中間管理機構の協力を得て、産地協議会が確認を行います。

(問 I-110)

農地中間管理機構が改植等を実施した果樹園を担い手（借り手）が借り受けた後、担い手がやむを得ず、果樹園の経営を中止した場合、どのような手続きが必要ですか。また、補助金返還等はどのように行われますか。

(答)

農地中間管理機構から農地を借り受けた担い手（借り手）が果樹園の経営を中止しようとする場合には、機構が都道府県法人等にその旨、届け出てください。その後、機構が新たな担い手に転貸した場合にも、機構は都道府県法人等にその旨、届ける必要があります。なお、新たな担い手に転貸するまでの間、機構は適切に園地を管理する必要があり、交付決定条件等からみて補助金の返還事由に該当するような事態が生じた場合は、都道府県法人等の指示に従ってください。

○ 整備事業（補植改植）

（問 I-111）

「補植改植」とは、どのような改植ですか。

（答）

「補植改植」とは、未収益期間の影響を緩和するため、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に既存の果樹の近傍に優良な品目又は品種の苗木を植栽し、その後既存の果樹の樹体の伐採等を行う改植の手法です。

本事業においては、植栽の翌々年度までに伐採等を行う場合を支援対象としています。

また、伐採後の植栽密度については、通常の改植と同様、通常の栽植密度を有し、通常の収穫を上げられうるものであることが必要です。

なお、改植単価、面積等の要件は通常の改植と同様ですが、未収益期間が大幅に短縮される手法であることにかんがみ、果樹未収益期間支援事業の対象としておりません。

（問 I-112）

樹齢の相異なる樹木が混在している園地において点在する老木、被害樹等のみを対象とした改植は対象となりますか。

（答）

「補植改植」の面積要件については、通常の改植と同様、地続きでおおむね2アール以上とする必要があります。

樹齢の相異なる樹木が混在している園地において点在する老木、被害樹等のみ対象とした改植は認められません。

（問 I-113）

J A等の農業団体が補植改植の栽培指針等を作成していれば、補植改植することは可能ですか。

（答）

J A等の農業団体の栽培指針等に記載されているだけでは、対象になりません。

都道府県の作成した栽培指針等において対象とする品種について、補植改植の方法や通常の収穫を上げうるものであることが示されている必要があります。

（問 I-114）

同一品種の補植改植は、支援の対象になるでしょうか。

(答)

原則として支援の対象にはなりません。通常、改植と同様、省力樹形の導入、りんごのわい化栽培を導入する場合や産地計画に生産性向上が期待される技術として位置付けられている技術を導入する場合、産地計画に位置付けられた優良系統を導入する場合等においては、対象になり得ます。

(問 I-115)

補植改植の事業実施期間は何年でしょうか。また、どの時点で事業の実績報告、補助金の支払請求をするのでしょうか。

(答)

植栽の翌々年度までに伐採等を行うことになっていますので、事業実施期間は3年度以内となります。従って、植栽後から4年度目以降に伐採等した場合には補助の対象にはなりませんのでご注意ください。

事業の実績報告及び補助金の支払請求は、伐採等を行った後になりますので、年度末に伐採された場合等、通常、改植と同様に、事務手続きは年度を超えて4年度目にかかっても構いません。なお、概算払等はありませんので、御留意ください。

(問 I-116)

補植改植を実施する場合の、対象果樹園の計画面積はどのように算出するのですか。既存樹の面積の扱いはどうなりますか。

(答)

問 I-23～25を参照にして、通常、改植と同様に算出してください。

補植改植後の園地は現行の園地と同様の状態になることを前提にしているため、基本的には既存園地の面積が計画面積になると考えられます。

(問 I-117)

補植改植を行った場合の事前確認、事後確認、4年以内の確認、8年後の確認について、どの時点で行えばよろしいでしょうか。

(答)

事前確認は、苗木を発注・植栽しようとする前に行う必要があります。

事後確認については、苗木を植栽し、既存の果樹の樹体を伐採等した後に行うことになります。また、実績報告の際には、伐採等を完了した年月日を記載する必要があります。

4年以内の確認については、植栽後から4年間以内に行うことになり、8年後の確認については、業務方法書131条第1項の規定に留意して植栽後8年後に行う必要があります。

○ 整備事業（小規模園地整備等）

（問 I-118）

小規模園地整備は改植（移動改植を含む）又は新植と一体的に実施する必要がありますか。

（答）

小規模園地整備は、改植・新植と一体的に行うことは可能です。また、既に産地計画における優良品目・品種が植栽されている園地においても（単独で）実施できます。

（問 I-119）

傾斜の緩和における「均平・法切り」、「法面保護」、土壌土層改良における「深耕・整地」、「土壌改良用資材の投入」において直営施工は可能ですか。

（答）

傾斜の緩和及び土壌土層改良については、それぞれ面的な傾斜の緩和、土壌土層の物理的な改良を主たる目的とし、原則として重機を用いて土木工事を行うことを必須としています。その上で、直営施工することは可能です。なお、自己労賃については、補助対象外です。

（問 I-120）

「土壌改良」において、使用できる土壌改良用資材を教えてください。

（答）

土壌改良用資材としては、地力増進法の政令指定の12種類のほか、たい肥類等がありますが、以下の条件を満たす土壌改良用資材を選択してください。また、土壌改良用資材の種類や量は都道府県の施用基準に基づいたものとしてください。

- ① 都道府県の施用基準に即したもの
- ② 都道府県の指導機関等において推奨しているもの
- ③ 土壌改良用資材として効果が一定期間持続するもの

（問 I-121）

表土が薄く保水性が悪い、あるいは、園地に起伏（凹凸）があり作業効率が悪いなどの問題を解決するため、客土等をする場合は、小規模園地整備の対象となりますか。

また、土の購入と運搬作業は業者に発注し、整地などは直営施工で行う予定ですが、土の購入費（運搬費込み）のみを補助対象にできますか。

（答）

重機を用いて整地・客土等の土木工事を行う場合には、受益面積が1か所当たり地続きでおおむね10アール以上ならば傾斜の緩和の対象となります。また、整地等を直営施工した場合には、土等の資材費（運搬費込み）のみを補助対象にすることも可能です。

土等の資材等の購入に際しては、原則3社からの見積りをとることが必要です。

(問 I-122)

新植しようとする土地について、水田であれば客土する、山林であれば開発して更地にする、土中の樹木の根があれば抜根する場合は、小規模園地整備の対象になりますか。

(答)

山林を開発して更地にする(いわば農地の状態にする)、土中の樹木の根を抜根することについては、小規模園地整備に該当する事業種目がないため対象になりません(なお、改植、放任園地発生防止対策の場合には抜根に要する経費については、補助対象としています)。水田に客土する場合は、傾斜の緩和として小規模園地整備の対象としています。

(問 I-123)

水田等において新植を行う場合、排水路の整備などの小規模園地整備は可能ですか。

(答)

産地計画に位置付けられた生産を振興する品目・品種を植栽するのであれば、小規模園地整備、用水・かん水施設の整備、特認事業と併せて新植を実施することは可能です。

(問 I-124)

小規模園地整備について、園地の整備を直営施工する場合の資材の購入費、重機等のリース料、燃料代等は補助対象となりますか。

(答)

対象となります。ただし、直営施工等を行う場合も、資材の購入については、原則3社からの見積りを取り、適正な数量を適正な価格により購入するとともに、受け払いの記録と領収書の保管を確実にを行うことが必要です。

(問 I-125)

園内道の整備において、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」に準じて行うこととされていますが、その趣旨について説明して下さい。

(答)

業務方法書によると、園内道は、園内作業道であって、舗装を施し、スピードブレイカー、多目的作業車、小型運搬車等の省力化機械の導入が可能な道路としてしています。その整備については、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知)に準じて実施することとしています。この通知は基本的には農道整備についての記載ですが、「当該農道が栽培管理用小型農業機械等の利用に限定される場合で路盤が安定している場合にあつては、その幅員を当該機械等の走行に支障をきたさない幅員(当該機械等の車両幅員に

両側それぞれ25cmの余裕幅を加えた幅員)とし、舗装の厚さを3cm以上(コンクリートの場合は5cm以上)の簡易な舗装とすることができるものとする。」とあり、これに準じて行うこととなります。なお、業務方法書では「舗装を施し」としてありますが、舗装と同等の強度、安全性が確保されるのであれば、その方法でも実施可能とします。

(問 I-126)

園内道の整備に当たり、農作業上の安全性に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画するということですが、これはどういう意味ですか。

(答)

農業分野においては農業機械の転倒・転落事故が多発していることから、園内道は不特定多数の人ではなく、当該園地で作業を行う農家等が利用すると想定されるものの、その主体は高齢者であり、また、未熟な従事者の利用も含まれることから、計画に当たって、当該農家等の農作業上の安全性の確保を図るとともに、過大な整備とならないよう投資効果にも配慮するということです。

(問 I-127)

整備事業において、傾斜の緩和のうち「法面保護」、土壌土層改良のうち「土壌改良用資材の投入」については、それぞれ単独での実施は可能ですか。

(答)

傾斜の緩和、土壌土層改良においては、それぞれ面的な傾斜の緩和、土壌土層の物理的な改良を主たる目的としており、法面保護や土壌改良用資材の投入を単独で実施するだけでは不十分です。各事業の目的が達成されるように客土、均平、深耕・整地との一体的実施をご検討ください。また、原則として重機を用いた土木工事を伴うものとしています。なお、単に土壌改良用資材や法面保護のシートを購入するだけでは、事業の対象とはなりません。

(問 I-128)

小規模園地整備（園内道等）の3者見積りのために当該業者に提示する基本設計書等の作成費が割高な場合、幅員・延長・施工内容等の工事の概要を記載したものを業者に提示して見積書をとることでよろしいですか。

(答)

割高な場合には見積りに必要な基本設計書等を作成せずに必要事項を記載したものを提示することにより、見積りを取る（3者以上）ことでよいものとします。

○ 整備事業（放任園地発生防止対策）

(問 I-129)

旧来の廃園事業から、放任園地発生防止対策へ移行した理由は何ですか。また、旧来の廃園事業との違いは何ですか。

(答)

旧来の廃園事業は、産地における優良品目・品種への転換を進めると同時に、担い手の規模拡大にもつながる園地集積をも促す仕組みでした。しかしながら、担い手の高齢化と後継者不足により、放任園地化に歯止めが掛からず、しかも条件の良い平坦な園地の担い手への集積も不十分なまま、むしろ野生鳥獣や病害虫の温床となって産地全体への影響が懸念される状況に至っているとの現状認識から、本対策では、担い手への集積要件を廃止し、産地計画に対策の対象とする園地の考え方を規定することで、条件を満たす放任園地に対する廃園や植林等の取組を支援する仕組みとしています。

(問 I-130)

放任園地発生防止対策の支援単価はどうなりますか。

(答)

放任園地発生防止対策の支援単価は、みかん等のかんきつ類の場合は10万円/10アール、りんご等主要果樹の場合が8万円/10アール、主要果樹以外の場合が定率(1/2以内)です。

(問 I-131)

放任園地発生防止対策を実施するに当たり、対象とする園地の考え方について産地計画にどのように記載されている必要がありますか。

(答)

産地計画には、地域の実情に合わせて、産地として廃園とする園地の考え方を記載してください。例えば、1) 適正な栽培管理が行われておらず、野生鳥獣や病害虫等の発生が懸念され、しかも今後も改善の見込みがない園地、2) 地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由により作業効率が悪い園地、3) 自然条件、土地条件等の事情により果実品質が上がり難い園地、など具体的に規定した上で、これらに該当する園地に関しては廃園、植林等の放任園地発生防止対策の対象とする旨を記載することを想定しています。

本対策の対象とする園地の考え方については産地協議会で十分検討した上で、産地の合意として設定してください。

(問 I-132)

放任園地発生防止対策を実施した園地に果樹を植栽することはできますか。

(答)

旧来の廃園事業では、産地協議会による4年後及び8年後の確認において廃園の態様が維持されていることを確認することを求め、実質的に廃園後の8年間は果樹を植栽することはできませんでした。一方、放任園地発生防止対策では、廃園後に新たな受け手が見つかった場合には果樹を植栽することは支障ありません。また、本対策では4年後及び8年後の確認も必要ありません。

(問 I-133)

放任園地発生防止対策を実施して数年後、他の生産者から当該土地を借り受けて果樹栽培を行いたいという申し出があったときは新植の対象になりますか。

(答)

新植の対象になります。ただし、前作の抜根や残っている棚、雑木や雑草等の撤去に係る経費については補助対象外となります。

(問 I-134)

放任園地発生防止対策を実施する者について、要件はありますか。

(答)

放任園地発生防止対策を実施できる者（支援対象者）は、担い手に位置付けられている者、産地計画に参画する生産者あるいは生産出荷団体です。

(問 I-135)

密植園の作業効率を上げるための隔列の伐採等間伐を目的とした伐採は放任園地発生防止対策の補助対象となりますか。

(答)

放任園地発生防止対策の目的は、作業性の悪い園地等が野生鳥獣や病害虫の温床となることを防ぎ、産地全体の労働生産性を向上させることの一環として、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地に果樹を植栽しないことにあります。間伐はこの目的に合致しないため、放任園地発生防止対策の対象とはなりません。

(問 I-136)

廃園予定園地の樹体を別の園地に移植する場合は放任園地発生防止対策に該当しますか。

(答)

放任園地発生防止対策は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させることを前提としていますので、廃園予定園地の樹体を別の園地に移植する場合は該当しません。

○ 整備事業（用水・かん水施設の整備）

(問 I-137)

用水・かん水施設を設置する場合も優良品目・品種が植栽されている園地である必要がありますか。

(答)

優良品目・品種への転換等と併せて構造改革を進める必要があるため、用水・かん水施設の設置の場合においても、産地計画に位置付けられている優良品目・品種が植栽されている園地、又は用水・かん水施設の整備に併せて当該品目・品種を植栽する園地であることが要件となっています。

(問 I-138)

用水・かん水施設の具体的な補助対象経費について教えてください。

(答)

用水・かん水施設の整備については、生産性の向上に資するため、原則として、新たに撒水施設を導入し一体的に整備するものとし、揚水施設として揚水ポンプ、揚水管、貯水施設として貯水槽（沢水、雨水を利用したシートタンク等を含む。）等を、撒水施設として定置式の配管、点滴かん水チューブ、つり下げ式の撒水施設、多目的スプリンクラー（固定式でも移動式でも可）等を、制御装置として電磁弁、自動制御装置、配水施設としてポンプ、配水管等を補助対象とします。このほか、薬剤混入槽等が補助対象になります。

(問 I-139)

水源確保のためのボーリングは補助対象となりますか。

(答)

原則として水源は対象としませんが、中央果実協会がやむを得ない事情があると認められた場合には、簡易なボーリングについても補助対象（試掘は対象とせず、最終的に水源となったもののみ対象）とすることができます。

ただし、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 安定的な水量・水質が確保される水源措置（沢水やタンクシート・雨水利用等）の検討を十分行った上で、これらの選択肢が不可能でやむを得ずボーリングに水源を求めることが妥当と認められること。
- ② ボーリング予定地の近傍に井戸若しくは類似の水源措置が行われており、水量・水質が確保されることが確実に認められること。
- ③ 受益者のリスク回避や経費削減、費用対効果等の観点から、受益者が原則として5戸以上であり、かつ受益面積が原則として50アール以上であること。

(問 I-140)

用水・かん水施設の整備において、既存かん水施設の更新は対象になりますか。

(答)

単純な更新については、対象になりません。しかし、既存の施設に加えて機能向上が認められる場合は、揚水、貯水、送水、撒水施設の整備が単独でも実施可能となります。具体的な機能向上とどのような効果が生じるのかを明らかにして中央果実協会にご相談ください。

(問 I-141)

用水・かん水施設の整備において、スプリンクラーについては、固定式だけでなく、移動式も補助対象になりますか。

また、かん水のみを目的としたスプリンクラーは、補助対象になりますか。

(答)

スプリンクラーの方式は、固定式、移動式のどちらでも補助対象になります。また、

かん水のみを目的としたスプリンクラーも、補助対象になります。

(問 I-142)

ノズル等部品の購入費用、チューブ等の更新費用、移動式のシートタンク、撤去に要する経費は補助対象になりますか。

(答)

ノズル等の部品の購入、チューブの更新のみの場合は、補助対象になりません。シートタンクについては、撒水施設と一体的に整備する場合であっても補助対象外です。また、用水・かん水施設の撤去費についても補助対象外です。

(問 I-143)

整備事業において、スプリンクラーや防霜ファン等の電源の設置費は、補助対象となりますか。

(答)

既存の電柱と必要とする電源（果樹園の場所）との距離について、いろいろなケースが想定され、また、電力会社の対応も異なることから、電源までの電線の引き込みのための電柱等の設置経費は、補助対象となりません。

このための電力使用申請経費や電気工事費等は、補助対象となりません。

補助の対象は、電源の場所から以降の部分とします。この場合、配電盤及びその設置費は、補助対象となります。

○ 整備事業（特認事業）

(問 I-144)

特認事業にはどのような事業がありますか。

(答)

- 1 園内道の整備が困難な場合の代替として園地管理軌道施設（モノレール）の整備。受益面積は1か所当たりおおむね10アール以上。
- 2 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件等の事前調査及びこれに基づく設備の設計をした防霜・防風設備で一定の要件（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等国の補助事業による整備が困難なこと。原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。）を満たした整備。受益面積は1か所当たり地続きでおおむね10アール以上。
なお、上記のいずれの事業も受益面積は原則として5ヘクタール未満です。

(問 I-145)

特認事業の園内道の代替としての園地管理軌道施設（モノレール）の整備はどのような場合に実施ができますか。また、古い施設の更新はできますか。

(答)

園地管理軌道施設（モノレール）の整備については、急傾斜地等園内道の整備が困難

な場合に園内道の代替施設として整備ができるものとしており、産地計画において産地の基盤整備の中でモノレールの整備が記載されており、中央果実協会が特に必要と認められた場合には事業の実施が可能です。

なお、補助事業の性格上、施設の単純更新（同種・同能力のものを再整備すること）は補助対象となりませんが、明らかに機能向上（同種・同能力ではない）が認められる下記のものについては補助対象となります。

- ① 運搬容量の増大
- ② 作業効率の向上や省力化等の生産コスト削減、軽労化等
- ③ その他生産性向上に資する新規性のある装置等の付加されたもの
- ④ 上記に伴う軌道の敷設（再編・延長を含む）等

既存のモノレールに機能向上を伴った整備を行う場合には、既存のモノレールと補助事業で導入するものとの機能の明確な違いを導入計画書（参考様式22号）に記入したうえで、承認申請を行う必要があります。

また、機能向上を伴わない場合でも、軌道部分の延長を行う場合や支線を引く等の増設を行う場合は、当該増設部分が事業の対象となります。この場合、支線部分や延長部分に係る受益面積については、既存の軌道に係る受益面積とは別にそれぞれおおむね10アール以上必要です。

(問 I-146)

農業機械（モノレールを含む。）を導入する際の選定基準はありますか。

(答)

農業機械を導入する場合には、当該機械の安全性、性能及び耐久性に関する試験研究の成果、当該機械の使用実績等を適正に勘案し、選定することになります。なお、安全性の面からは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による安全性検査に合格した機械が優れており、農業機械の導入選定の際は、安全性検査合格機の中から選定されることをお勧めします。

(問 I-147)

防霜・防風設備の整備で対象となる設備等はどのようなものですか。多目的防災網も対象となりますか。

(答)

防霜ファンや防風ネット、防風林の整備を対象とします。

単純な更新や資材の購入については認められませんが、より強風に耐えられるような設備については対象になります。具体的には、中央果実協会にご相談ください。

多目的防災網については、近年、気象災害等が頻発していることや、モモせん孔細菌病等の被害防止対策としての効果が認められていることを踏まえ、強風や台風による風害のほか、雹害や特定の病害虫による被害等への対策として導入する場合は、補助対象となります。

なお、多目的防災網の導入に当たっては、導入の理由及びそれにより見込まれる効果（特定の病害虫による被害を対象に導入する場合は、それにより見込まれる効果）を整

理の上、事業に申請してください。

また、多目的防災網についても、防霜・防風設備同様、整備に当たっては試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、地域の気象条件や土地条件等の事前調査等に基づく設備の設計及び施工を行うこととし、少なくとも耐用年数の期間は、安全に効果が発揮できるよう、県等が統一的に定めた基準等により施工を行ってください。

(問 I-148)

防風設備の整備を実施する場合、果樹共済又は収入保険に加入することになっていますが、未加入の場合には、補助対象外になりますか。

(答)

平成31年より収入保険制度が開始され、個人でも保険に加入できることから、防霜・防風設備を導入しようとするれば、果樹共済又は収入保険のどちらかに加入することが事業実施の要件になっています。このため、当該品目が当該地域において、果樹共済の対象となっていないなど、制度的に加入できない場合には各々の支援対象者に収入保険に加入していただく必要があります。

(問 I-149)

収入保険への加入には青色申告が必要で手続きに時間が掛かります。この間、事業の実施はできませんか。

(答)

収入保険への加入に当たっては、加入申請時に青色申告の実績が少なくとも1年分が必要となること等から、保険加入への経過措置として、遅くとも4年後の確認の時点までには加入要件を満たすよう指導しているところです。

(問 I-150)

防霜・防風設備を設置したときに被害軽減の効果が及ぶ範囲について基準はありますか。

(答)

防風ネット及び防霜ファンの受益面積の測定方法の基準はありません。都道府県の試験場やメーカーに問い合わせてください。なお、公共事業、補助事業、指導要綱等で用いられている方法があれば、それらを準用することが考えられます。

(問 I-151)

防風設備の整備において、ポールの強度やネットの耐久性等について、ガイドラインや基準はありますか。

(答)

支援対象者自ら都道府県の試験場等にご相談いただき、耐久性等を確認してください。

○ 整備事業（確認関係）

（問 I-152）

整備事業における事前確認及び事後確認は、産地協議会が実施するとされていますが、産地協議会の構成員の誰が行うのですか。

（答）

事前確認・事後確認については、生産出荷団体、農業委員会、市町村等が実施するのが適当と考えております。地域の実情に応じて、あらかじめ産地協議会で実施者を決めて実施してください。

（問 I-153）

整備事業における事前確認、事後確認について、管内の農業者が、他の市町村に所有している果樹園を整備事業の対象とした場合、誰が行うのですか。

（答）

農業者が所属する産地協議会が行うことが原則ですが、当該産地協議会から出作地の産地協議会に依頼して、出作地の産地協議会で確認してもらっても良いことにしています。

ただし、出作地に産地協議会が設置されていない場合は、出作地を管轄する市町村又は生産出荷団体に依頼することになります。

（問 I-154）

整備事業における、事前確認はいつ行うのですか。

（答）

支援対象者から実施計画が提出された後、できる限り速やかに行うこととなります。

（問 I-155）

整備事業における事前確認の際、整備事業の実施希望者が担い手であることをどのようにして確認するのですか。

（答）

「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）では、県果協又は都道府県が産地計画を承認する際に担い手のリストの添付を義務付けていませんが、各産地においては、担い手を明確化する過程で、当該担い手が、産地計画で担い手の要件として定められた項目のいずれに該当するかを含め、リスト化したものがあると考えていますので、そのリストにより確認して下さい。

（問 I-156）

整備事業における、事後確認はいつ行うのですか。

（答）

改植・高接、新植については植栽後、放任園地発生防止対策については伐採・抜根後、

その他については工事完了後、できる限り速やかに行うことになります。

(問 I-157)

事前確認及び事後確認に写真は必要ですか。

(答)

伐採や工事前後の写真は必要です。特に、果樹が植えられていたこと、伐採されたこと、実施計画に記載された土地に果樹が植栽されたこと、工事前の園地の状態、工事が行われたことという確認が必要となります。

この場合、印刷（プリント）又は、電子データで保存して下さい。

(問 I-158)

改植・新植、高接において、「事業実施後1年以内に転換した園地を担い手に集積」されたことの確認は、誰がどのように行うのですか。

(答)

実施計画に、園地を担い手に集積する予定年月を記載することになっているので、産地協議会はこれに照らして、賃貸借契約、委託契約書、土地台帳等の書面により確認してください。

(問 I-159)

放任園地発生防止対策における、事業実施の確認は、誰がどのように行うのですか。

(答)

放任園地発生防止対策を実施した園地については、産地協議会が事業実施直後の事後確認を行います。4年後、8年後の確認は不要とします。

また、放任園地発生防止対策の実施直後の果樹の植栽を行うことは認められませんが、その後の状況の変化により、果樹の植栽を希望する新規就農者等が跡地に果樹の植栽を行っても問題はありません。その際、産地計画の生産を振興する品目・品種であれば新植支援を利用することも妨げません。

(問 I-160)

4年後、8年後の確認は、いつ、どのようなことを確認するのですか。

(答)

産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少なくとも1回及び業務方法書第131条第1項の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあつては植栽後8年後）に1回、行う必要があります。

確認事項は、改植・新植及び高接による転換等の態様の維持、果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていることです。

具体的な確認事項については、業務方法書の参考様式2-1号、同2-2号を参考にしてください。

○ 他事業等との調整

(問 I-161)

土地改良事業地区において整備事業を実施することとなった場合、土地改良事業の計画変更は必要ですか。

(答)

土地改良事業ばかりでなく、整備事業の実施後の果樹生産及び財産等の管理も長期に及ぶことから、両者の間で十分な整合を図ることが必要になります。ただし、土地の利用形態、事業の種目や進捗状況等により変更の必要性が異なりますので、都道府県・市町村の土地改良担当部局にご相談ください。

(問 I-162)

本対策については、都道府県及び市町村単独事業等と関連づけるべきでしょうか。

(答)

本対策では対象としていない機械・施設等の整備、市町村道と園内道の連結、改植・新植と基盤整備の一連の実施など本対策と一体的に実施することが効率的な取組として、都道府県や市町村の判断において支援対象者への追加的な補助や単独事業の実施等を予め検討していただきたいと考えています。

(問 I-163)

道路や河川等の公共事業による用地の取得のために、整備事業を実施した園地を提供する場合は、補助金返還が必要になりますか。

(答)

公共事業等の実施に伴って取得される園地に係る果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の補助金については、原則として返還が必要になります。補助金の返還額は、改植・新植及び果樹未収益期間支援は補助金全額、機械・施設関係については残存価格（残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額）に補助率を乗じた金額となります。公共事業施工者に対しては買収される園地等に係る補償金に、補助金返還相当額を上乗せした金額を請求することになります。なお、補助事業で取得した財産等を処分する場合は手続きが必要となりますので、申請を行う前に中央果実協会へご相談ください。

(問 I-164)

公共事業に伴う代替地による補償で別の土地で果樹栽培を再開することになりました。整備事業の継続は可能ですか。

(答)

公共事業の補償として代替地の提供を受けて別の土地に移動し果樹栽培を再開する場合は、移動先の栽培面積について移動元と同等の面積が確保されるのであれば整備事業の継続が可能で、補助金の返還は必要ありません。一方、移設が困難な小規模園地整備等の場合は返還が必要となります。

○ 政策の重要度の指標

(問 I-165)

整備事業に係る政策の重要度の趣旨、考え方について説明してください。

(答)

整備事業は、産地全体の戦略的な取組として優良な品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の経営基盤を強化する取組を計画的に行い、将来にわたって消費者の求める高品質な国産果実を継続的・安定的に生産できるよう果樹産地の生産基盤を強化することを目的としています。

このため、予算の範囲内で有効に整備事業を実施するため、産地計画の実現に資するよう政策の重要度の指標を定め、当該指標に応じて産地協議会単位でポイントを付与し、ポイントの合計数値が上位のものから優先的に補助金を配分することとします。

(問 I-166)

整備事業に係る政策の重要度の指標とは何ですか。また、どのように判定されますか。

(答)

政策の重要度の指標は、以下の項目です。

- 1 担い手への園地の集積状況（加重平均ウェイト：2割）
- 2 振興品目の生産状況（加重平均ウェイト：3割）
- 3 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況（加重平均ウェイト：1割）
- 4 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況（加重平均ウェイト：1割）
- 5 農業共済及び収入保険の加入状況（加重平均ウェイト：1割）
- 6 G A Pの取組状況（加重平均ウェイト：1割）
- 7 産地営農革新計画の策定の有無（加重平均ウェイト：1割）

1～7の項目の指標ごとに、目標等に対する達成率等に指標ごとの加重平均ウェイトを乗じて算出したポイントが付与され、その合計をもって当該産地協議会のポイントとなります。

そのポイントに基づき判定されます。

(問 I-167)

整備事業に係る政策の重要度は、具体的にどのように作成すればよいですか。

(答)

- 1 産地協議会は、都道府県法人等を実施計画を提出する際に、別記様式1号の別紙7により1～7の指標についてデータを記入してください。
- 2 都道府県法人等は、ポイント総括表(ポイントの計算を行うためのエクセルシート)に各産地協議会のデータを入力の上、別途メール等で提出してください。

○ 推進事業

(問 I-168)

推進事業は、どのような取組を支援していますか。

(答)

推進事業は、新たな基本方針を踏まえた産地計画の改定・策定を支援するとともに、競争力の高い産地を育成する一環として、労働力調整システムの構築、果実供給力維持対策・園地情報システムの構築、大苗育苗ほの設置、新技術等の導入・普及支援、販路開拓・ブランド化の推進強化、輸出用果実の生産・流通体系の実証など、産地計画に基づく新たな取組、いわば新たに立ち上げる取組を確実に軌道に乗せることを前提として、支援することとしています。

(問 I-169)

推進事業については、産地計画にどのように位置付けられていればいいのですか。

(答)

推進事業についても、産地計画に基づき実施することとしています。このため、推進事業のメニューに応じて、現状分析（課題の析出）、取組の方向（具体的な将来目標とその考え方、実施方針、実施方法等）が整理されている必要があると考えています。なお、特定の品目・品種を対象とする場合は産地計画の「生産を振興する品目・品種」に該当することが必要です。

(問 I-170)

推進事業を行う際の果樹共済又は収入保険の「加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること」については、どのように判断するのですか。

(答)

気象災害等の果樹被害に対応した果樹共済及び生産者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補償する収入保険については、農家経営のセーフティネットの構築に資するため、農業共済団体をはじめ生産者団体、関係行政機関が協力して体制を整備し、生産者に対して果樹共済又は収入保険への加入の重要性を十分浸透させることにより、加入を推進する必要があることから、推進事業においてこのような果樹共済又は収入保険への加入推進体制の整備等に関する要件を設けています。

「加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること」については、実施計画の承認申請時において、当該地域での加入の現状を踏まえて加入率向上の具体的目標を掲げ、推進事業を実施する当該区域を含む地域で農業共済団体、生産者団体、行政機関等を構成員とする加入推進協議会等が設置されており、定期的に会議が開催され、加入推進を図るための活動計画、加入目標等について関係者の合意形成がなされているかどうかにより判断することとします。

なお、この場合、協議会等は必ずしも受益地区ごとに設置する必要はなく、受益地区

を含んでいれば、複数の農業共済組合（又は農業共済事業を行う市町村）にまたがる地域で設置した協議会等や県全体の協議会等でも差し支えありません。

(問 I-171)

推進事業における果樹共済の加入要件について、当該都道府県あるいは当該地域での引き受け対象となっていない品目については、本要件は適用されないと理解していますか。

(答)

対象品目について果樹収穫共済の引き受けが行われていない場合は適用されません。この場合は収入保険の加入推進体制の整備等の要件により判断することになります。

(問 I-172)

推進事業における支援対象者について、中央果実協会が特に必要と認める者（以下「特認団体」という。）はどのような者を想定しているのですか。

(答)

推進事業における特認団体は、地域における生産構造の改革を実施するという事業の性格から、都道府県下全域や産地協議会すべてをカバーできる団体を想定しています。地域の取りまとめを行う能力が必要なことから、市町村や農協、生産出荷団体のほかに、地域全体をフォローして事業を行える団体ならば構いません。

なお、事業申請の際に、特認団体の承認申請も行ってください。

(問 I-173)

推進事業について、毎年度、継続的に実施することができますか。

(答)

毎年度、継続的に実施することは想定していません。大苗育苗ほの設置等を除き、原則、単年度事業です。

推進事業は、競争力の高い産地を育成する一環として、産地計画に基づき新たに立ち上げる取組を確実に軌道に乗せることを前提として、支援することとしています。

従って、こうした取組から外れた、既に産地で継続的に行われている取組や既に実施したことのある取組のようなものについては、本来支援対象者自らが取り組むべきものであって、国庫補助による本事業の支援対象とすることは、なじみません。

(問 I-174)

推進事業の事業実施期間について、2か年が可能な場合とはどのような場合でしょうか。また、留意することはあるでしょうか。

(答)

推進事業については、次の場合に限り2か年にわたる事業の実施を可能とします。

① 大苗育苗ほの設置や栽培技術の実証など年度を跨いで事業を行わねばならない合理的な理由があること

- ② 同じような取組や、異なる対象であっても同様の手法を繰り返し行うものでないこと
- ③ 単年度で実施できる内容をあえて2年に分割したものではないこと(予備試験と本格調査など)

なお、補助金の概算払いについては、精算払いする年度のみ可能です。

(問 I-175)

推進事業を実施して得られる成果品等としてはどのようなものを提出すればよいのですか。

(答)

各推進事業を実施して得られた成果品、あるいは取組の成果報告など、推進事業の成果、効果が分かるようなものです。

例えば、果実供給力維持対策・園地情報システムの構築でマッピングシステムを導入した場合には、入力項目(樹齢、品種、園地の位置、・・・)、出力情報の内容(出力画面など)、システム活用方法、活用者の範囲、システム導入による効果など、また、新技術等の導入・普及支援の場合は、導入した技術の効果、利用状況、画像(対象、実演風景等)、操作マニュアルなど、具体的にわかるものをお願いしています。

ただし、大苗育苗ほの設置については、成果品の提出を要しません。

(問 I-176)

それぞれのメニューでは、こういった機器等を導入できるのですか。また、購入することも可能ですか。

(答)

- 1 推進事業のメニューにおいては、各種機器の導入についても支援対象としていますが、次のようなものを想定しています。
 - ① 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築
園地情報を入力し、データベース化が容易となるような、情報入力端末
 - ② 新技術等の導入・普及支援
フィールドサーバ等の園地に設置するセンサー、栽培管理用情報入力端末、ドローン(小型無人機)、その他スマート農業技術など産地の技術革新につながる機器
 - ③ 販路開拓・ブランド化の推進強化
携帯型品質評価装置(非破壊糖酸度測定装置)
- 2 機器の導入に当たっては、当該事業の目的を達成するために必要な最小限の規模とし、リースの活用等により費用の低減に努めてください。また、購入価格は50万円以内を想定しています。
- 3 なお、本事業により機器を導入した場合について、補助事業終了後においても、事業の趣旨に沿って適切に使用・管理してください。

(問 I-177)

推進事業において、特許権等の使用料については、補助対象になりますか。

(答)

推進事業において、当該事業の目的を達成するためには特許権等の権利が設定されている新技術等の導入が必要不可欠であり、その使用に際して使用料等の支払いが必要な場合は、当該特許権等の使用料等については補助対象となります。

(問 I-178)

労働力調整システムの構築については、具体的にどのようなものを想定しているのですか。

(答)

労働力調整システムの構築は、臨時雇用の植栽等その他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築や新規就農者等のための研修を行うこととしていきます。

具体的には J A 等に無料職業紹介所を設置し、希望農家に臨時雇用者をあつせんする仕組みづくり、ハローワークやシルバー人材センター等の制度を利用して雇用や作業受委託を円滑化する仕組みづくり、農業体験希望者等を会員とする営農支援組織を設立し、収穫作業等の受委託をあつせんする仕組みづくり、産地外の消費者等による収穫作業体験等を通じて短期的な労働力を確保する仕組みづくりなどが考えられます。各先進地域の情報を収集するなど各産地で工夫してシステムを構築してください。

また、この場合、新規就農者の研修については、研修園借上経費、指導員旅費・謝金等が対象です。

(問 I-179)

大苗育苗ほの設置の目的は何ですか。また、購入した苗等を一定期間育苗することのほかどのような場合を想定しているのですか。

(答)

購入した苗等を一定期間育苗することにより、改植等による未収益期間を短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的としています。

このほか、農協等が自己保有している台木に穂木を接ぎ、これを大苗に育苗して農家に供給する場合等を想定しています。

(問 I-180)

大苗育苗ほにおいて育苗する苗等は、産地計画に位置付けられた優良品目・品種である必要がありますか。

(答)

優良品目・品種への転換等により構造改革を進めることが目的ですので、大苗育苗ほで育苗する苗についても、産地計画に位置づけられた優良な品目・品種である必要があります。

(問 I-181)

大苗育苗ほの設置において、育苗期間が数年に及びますが、ほ場借料を毎年度支払う必要があることから、毎年度、交付申請等の手続きを行う必要がありますか。

(答)

推進事業については、原則として年度ごとに計画申請・交付申請・実績報告等の手続きを行うようにしています。

しかしながら、大苗育苗ほの設置については、大苗を生産するまでに複数年間のほ場設置が必要であること、通常2～5月の間に①圃場の借り上げ②苗木(幼木)の購入③運搬・植栽等一連の作業が連続すること等から、事業実施計画の申請・承認及び交付申請・決定を初年度に行い、翌年度に事業実績報告と精算払い請求を行うことができます。

(問 I-182)

大苗育苗のため購入する際の苗木の樹齢及び育成年数の基準はありますか。

(答)

事業の目的等(未収益期間の短縮、又は入手困難な新品種の苗の早急な確保等を目的とし、購入した苗等を一定期間育成)に即していれば、購入する苗木の樹齢、育成する年数には特に基準(制限)は設けていませんが、果樹の品目や品種によって状況が異なるので、当該都道府県の農業試験場と相談の上、中央果実協会に相談してください。

(問 I-183)

大苗育苗ほの設置について、どのような経費が補助対象になりますか。用水・かん水施設の整備やハウスの建設に要する経費については補助対象になりますか。

(答)

苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費が補助対象になります。

用水・かん水施設の整備やハウスの建設に要する経費については、補助対象外です。そもそも、苗木を育成するにふさわしい環境のところを選定して事業を実施することが基本です。

(問 I-184)

支援対象者のJAが農家の土地を借り上げて大苗ほを設置する場合、借地料の目安はありますか。

(答)

大苗育苗ほ設置のため農地を借地する場合の借地料については、基本的に当該市町村の農業委員会が設定する「標準小作料」が目安となります。

(問 I-185)

大苗育苗ほの設置で育苗された大苗を農家へ販売し、その販売代金を管理委託料に充当してよいですか。

(答)

販売代金を管理委託料に充当することは可能です。農家へ販売する際の苗の販売価格については、大苗育苗に係る補助金相当額を差し引いて設定することが必要です。また、その販売価格については栽培管理に要した経費に見合った額であることが必要です。

(問 I-186)

穂木の配布用母樹の育成・維持体制の整備について、具体的にどのような支援が受けられるのですか。

(答)

母樹の育成のための網室等の整備を想定しています。一般の産地というよりはむしろ、公的研究機関や当該機関から受託した農協等を想定しています。

(問 I-187)

新技術等の導入・普及支援の対象となる新技術とはどのようなものですか。また、具体的にどのような取組を支援するのですか。

(答)

新技術等の導入・普及支援の対象となる新技術等とは、以下に示すような当該地域で普及していない技術又は普及が必要と判断される技術などが考えられます。

- ① 当該産地の公的試験研究機関において推進すべきとされている技術
- ② 当該産地において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術
- ③ 消費者が求める高品質果実の安定的な生産(ブランド化)を実現するための高品質化技術又は大幅な省力化が期待できる技術、など

また、上記技術の導入のほか、その技術を定着、標準化させ、産地全体として安定した品質・量に対する評価を確立させるために必要な実証・展示、技術研修会の開催等に係る経費を支援しています。

(問 I-188)

新技術等の導入・普及支援において、担い手の技術等の向上のための研修会、講演会、県内・県外産地研修は対象になりますか。

(答)

新技術等の導入、定着、標準化のための実証を行う場合は、実績検討会や技術研修会として実施可能です。

なお、補助対象経費は、研修会等講師・指導員の旅費・謝金、資料印刷費、会場借料などで、参加者の旅費、受講費、資料代、飲食代などは対象になりません。

(問 I-189)

新技術等の導入・普及支援について、スマート農業技術等の導入に向け、民間企業の研究動向を調査したいが、どのような場合が可能でしょうか。また、どのようなことに留意すべきでしょうか。

(答)

- ① 先ず、事前の情報収集が重要です。試験研究機関や普及指導センター等に問い合わせたり、相手企業のHPを閲覧し、メールで問い合わせてください。
- ② 調査先の選定についても、事前の情報収集により、確実に補助事業の目的に沿った具体的な成果が得られる見通しのある訪問先を選定してください。
- ③ また、相手先のアポイントを取るときは訪問の目的をきちんと伝えることが肝要です。
- ④ さらに、調査内容についても、事前に質問項目を設定し、効率的に行うようにしてください。
- ⑤ 調査人数については、調査結果を十分説明、活用できる者等最少の人数としてください。

(問 I-190)

新技術の導入・普及支援のうちICTの導入活用について、どのような取組が対象となるのですか。

(答)

ICTの導入実証については、例えば園地に設置したセンサー（フィールドサーバー）から得られる環境情報等のデータを元に栽培管理に活用することを実証するような場合に、ICT機器（センサー）、実証用資材費、システム開発・管理コンサルタント費等が補助対象となります。

ICT技術の導入については、様々なケースが想定されますので、導入を検討する場合には事前に中央果実協会にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

(問 I-191)

産地計画に生産を振興する品目・品種と明記されている果樹については、すべて販路開拓・ブランド化の推進強化の対象になりますか。

また、海外での活動も対象になるのですか。

(答)

販路開拓の推進強化については、生産を振興する品目・品種（優良品目・品種）を対象として、ブランド化を進め、販路開拓を行うための調査、展示会等の活動を行うことを想定しており、産地計画に定められた流通販売戦略を基本に行うこととしています。

従って、産地計画において、生産を振興する品目・品種として記載されており、そのための流通販売戦略が産地計画に定められていれば対象となります。

また、基本的には国内における活動を対象として考えていますが、輸出等の戦略を産地計画に販売戦略として定めている場合は、計画の内容により対象となるか否かを判断

しますので、具体的な計画がある場合には、中央果実協会にお問い合わせください。

(問 I-192)

販路開拓・ブランド化の推進強化において、生果だけでなく、その加工品も対象となりますか。

(答)

産地計画に明記されている生産を振興する品目・品種（優良品目・品種）の生果及びその加工品が対象となります。

このため、優良品目・品種の生果又はその加工品のみを事業の対象としていることを証明できるよう関係資料を整理しておくことが必要です。

なお、販売開拓の推進活動等を行った場合は、生産を振興する品目・品種とそれ以外の果実の数量（割合）を明確に把握・記録しておいてください。

(問 I-193)

県統一のうんしゅうみかんブランドが導入されていないある地域において、今後、県統一ブランドうんしゅうみかんを導入する場合、販路開拓の推進強化の事業の対象になりますか。

(答)

当該地域の産地計画において、これまで行っていなかった都道府県統一ブランドを活用した販売戦略を定めている場合は、事業の対象となります。

(問 I-194)

輸出用果実の生産・流通体系の実証において、どのような経費が補助対象となりますか。

(答)

補助対象となる経費は、輸出用果実の生産・流通体系を実証するための実証ほ借上料、実証用資材費、実証ほ試験設計・成績検討会資料印刷費、残留農薬分析費、輸出用防除暦印刷費、研修会講師旅費・謝金、研修会資料印刷費、研修旅費、輸出専用園地の設置に要する看板・モニタリングトラップ等資材費、GAP・トレーサビリティシステム検討会資料印刷費、マニュアル印刷費、システム借上費等です。

(問 I-195)

輸出用果実の生産・流通体系の実証において、輸出先での市場調査や販促活動は補助対象となりますか。

また、検査官の招聘等の検査費用は補助対象となりますか。

(答)

輸出先国及び地域の輸入条件に適合した果実の生産・流通体系を実証する取組に要する経費に対し、補助することとしています。従って、輸出先での市場調査や販促活動、国内外での商談、検査官の招聘等の検査費用は補助の対象としていません。これらは、

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）へご相談ください。

(問 I-196)

輸出用果実の生産・流通体系の実証において、既に輸出に取り組んでいる産地も事業を実施できますか。

(答)

産地における輸出実績の有無にかかわらず、本事業を実施することは可能です。

(問 I-197)

「産地計画の改定等に向けた取組」ではどのような経費が補助対象になりますか。

(答)

本メニューでは、産地協議会による、産地計画の改定・策定に向けた検討会開催、農業者へのアンケート調査等の取組に必要な経費が補助対象であり、補助率は定額です。

(問 I-198)

推進事業の支援対象者は、市町村、生産出荷団体（事業実施者を除く。）及び「事業実施主体が特に必要と認める者」と実施要綱で定められていますが、産地協議会が「産地計画の改定等に向けた取組」を行う場合は特認団体の認定が必要ですか。

(答)

推進事業の申請と併せて、中央果実協会へ特認団体の協議をお願いします。その際、産地協議会の規約と直近の産地計画の写しを添付してください。

○ 推進事務費

(問 I-199)

推進事務費はどのような基準でどのような使途に使えばいいですか。

(答)

推進事務費は果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の推進に必要な以下の経費を対象としています。

- ① 果樹経営支援対策事業の推進に必要な会議の会場借料、旅費
- ② 事業計画書等関係書類の送付等の通信費、振込手数料（物品代金・謝金に係るもの）、事前確認・事後確認に必要な車の燃料費、確認に必要な機械、器具（例えばデジカメやGPS測量機）等の購入費やリース（レンタル）費、外部記憶装置（例えばUSBメモリーや外付けハードディスク等）、関係書類の保管に要する備品購入費のほか産地協議会が実務の推進上、必要となる経費

他事業と合わせて要する経費については、合理的な使用割合も用いてそれぞれに応じた額を算出して下さい。

詳細については、中央果実協会にお問い合わせください。

(問 I-200)

会議用等の弁当代は認められますか。

(答)

弁当代・お茶代については、いずれも認められません。

(問 I-201)

推進事務費として使用した経費の証拠書類は保管しておく必要がありますか。

(答)

領収書や帳簿等の証拠書類は保管しておいてください。

なお、

- ① 都道府県法人等の支出に係る分については、経費明細書を本会に提出
- ② 産地協議会の支出に係る分については、領収書の写しを都道府県法人等に提出して下さい。

○ 消費税関係、帳簿等の保管整備

(問 I-202)

一般課税事業者における仕入れに係る消費税相当額についての取扱いはどうなりますか。

(答)

- 1 補助金の交付決定の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかでない場合には、この仕入税額控除対象額を減額して申請してください。
- 2 申請時において同税額が明らかでないものについては、精算条件を付して消費税相当額を含めて交付決定を行い、事業実施状況報告の際に減額して報告するものとします。

事業実施計画書の申請に当たっては、その備考欄に、免税事業者、課税事業者（一般課税業者）、課税業者（簡易課税業者）に応じて、免税、一般、簡易のいずれかを記載し、

- ① 仕入税額控除対象額を減額した場合は、「除税額〇〇円、うち補助金〇〇円」を、
 - ② 同税額がない場合は、「該当なし」を、
 - ③ 同税額が明らかでない場合は、「含税額」を、
のいずれかを記入するものとしています。
- 3 さらに、補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除対象額が明らかになる場合は、返還条件を付して消費税相当額を含めた額について補助金の額の確定を行い、仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還していただくこととなります。
 - 4 なお、「仕入税額控除対象額」とは、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税相当額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいいます。

参考：「補助事業等における消費税相当額の取扱いについて」（平成5年3月19日付け5経第311号農林水産事務次官通達）

(問 I-203)

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業において、補助金の受け取りを請求する場合において、定額補助の場合も、定率事業と同様に領収書などの証拠書類の提出は必要ですか。

(答)

証拠書類の提出は必要ありませんが、事業に要した経費に係る領収書については、定額、定率の事業に係わらず保管しておいて下さい。果樹未収益期間支援事業についても同様です。

(問 I-204)

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業において、交付決定条件の中に、補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備えることと、証拠書類の保管が義務づけられています。その理由を教えてください。

(答)

国庫補助事業に係る補助金受給者の当然の義務として、補助金にかかる収入・支出に関する書類を保管しておくことが必要との考えによるものです。また、このことは、事業の目的に合致し、適切に事業実施が行われたか否か、判断するための資料としても有効であると考えます。

(問 I-205)

上記の帳簿や証拠書類のほかに、整備保管しなければならない書類はありますか。

(答)

果樹経営支援対策事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付決定条件に定める財産管理台帳及び関係種類を整備保管しなければなりません。

○ 農業者年金・税制関係

(問 I-206)

経営移譲年金（旧制度）の基準日（経営移譲終了日の1年前）より前に放任園地発生防止対策を実施した場合、経営移譲はどのように行えばよいでしょうか。

また、基準日以降経営移譲終了日までに、植林その他転用の態様をとる放任園地発生防止対策を実施した場合はどうなりますか。

(答)

経営移譲年金（旧制度）を受給するために重要なことは、65歳の誕生日の2日前までに、要件に合致した経営移譲が行われていることとされています。経営移譲を行うためには、基準日（経営移譲終了日の1年前）において30アール以上の経営農地面積（処分対象農地等）が必要です。

基準日前に、植林その他転用の態様をとる放任園地発生防止対策を実施すると農地等

以外の地目にした土地は処分対象農地等としてカウントされませんので、経営移譲年金の受給権取得のためには、基準日に残余の農地等が30アール以上となるようにすることが必要です。なお、自分名義で買入れたり、返還を受けた農地等のほか、放任園地発生防止対策実施後も、他の作物（野菜等）を植えるなどにより、その土地が農地等であるならば、処分対象農地等となります。

従って、この場合には、これらの農地等も含めて経営移譲することが必要です。

次に、基準日から1年間は、農地の移動（転用、売却等）ができません。基準日以降に、植林その他転用の態様をとる放任園地発生防止対策により、農地等でないものとした場合は、残余の経営農地等を適格に処分しても不適格な経営移譲となり、受給権を取得出来なくなります。

なお、特例付加年金（新制度）では農地等の面積要件はありません。

(問 I-207)

整備事業を実施することによって経営移譲年金（特例付加給付金）は支給停止とされないでしょうか。

(答)

後継者や第3者への所有権の移転による経営移譲（経営継承）を行っている場合については、事業の実施により、支給停止となることは原則としてありません。

しかしながら、使用収益権を設定し後継者に経営移譲（経営継承）している場合にあつては、後継者が経営移譲を受けている園地を一部でも植林その他転用の態様をとる放任園地発生防止対策を実施すると、経営移譲年金（特例付加年金）は支給停止となります。

また、後継者に使用収益権を設定して経営継承した農地等の全部又は一部の返還を受けた後、植林その他転用の態様をとる放任園地発生防止対策を実施したときは特例付加年金が支給停止となります（なお、経営移譲年金の場合は後継者に貸し付けて経営移譲した農地等の返還を受けたときは支給停止になります。）。

さらに、第3者に使用収益権を設定して加算付きの経営移譲年金を受給している場合にあつては、第3者に貸し付けている園地の返還を受けた後、一部でも植林その他転用の態様をとる放任園地発生防止対策を実施すると、返還から1年後に経営移譲年金の加算額部分が支給停止となります。

ただし、果樹経営支援対策事業等の国の施策の実施を理由として植林を行った場合には、必要な手続き（農業者年金基金への届出）を行うことにより支給停止にならないこととなっていますので、詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

(問 I-208)

相続税及び贈与税の納税猶予の特例を受けている果樹園について、転換等を実施した場合、納税猶予は打ち切られますか。

(答)

納税猶予の特例を受けている果樹園を植林又は転用を伴う廃園とした場合は納税猶予が打ち切られますので、注意する必要があります。

詳しくは農業委員会事務局にお尋ねください。

(問 I-209)

相続税及び贈与税の納税猶予の特例を受けている果樹園について、賃貸、売買等を実施した場合、納税猶予は打ち切られますか。

(答)

納税猶予の特例を受けている果樹園について、譲渡、贈与、転用、使用貸借権の設定、賃借権の設定、耕作の放棄等をした場合は、原則、納税猶予が打ち切られますので、注意する必要があります。

なお、相続税・贈与税の納税猶予の対象地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく事業による貸付け（特定貸付け。贈与税の納税猶予の対象地については、納税猶予を受けてから一定期間経過している必要があります。）をした場合や、相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている者が重度の障害等により営農困難な状態となった場合の貸付け（営農困難時貸付け）をした場合は、納税猶予は打ち切られない特例が措置されています。この他にも納税猶予が打ち切られない特例等もありますので、詳しくは農業委員会事務局にお尋ねください。

(問 I-210)

補助金の税金上の取扱いを教えてください。また、税制優遇措置はないのですか。

(答)

課税所得扱いとなります。また、税制優遇措置はありません。

なお、確定申告等の取扱いについては、農業所得の雑収入として扱うのが一般的ですが、所管する税務署へお問い合わせください。

○ 整備事業（自然災害対応・病虫害まん延防止関係）

(問 I-211)

対象となる自然災害は、どのようなものですか。

(答)

市町村のエリアを超えるような一定の広がり地域において、原則、前年以降（前年1月1日から事業実施計画申請までの間）に発生した自然災害で、都道府県、市町村等により当該地域の被害に関する具体的な対策の検討、指導等の対応が行われ、改植等が必要と判断される被害を受けたもので、農林水産省と相談の上、中央果実協会が認めたものを対象とします。

なお、事業実施計画の申請書類には市町村等による被災証明書等や都道府県・市町村等による当該地域を対象とした災害対策本部設置書類など自然災害の発生、被害対策の実施状況等が判断できる資料の添付を求めるとしており、事前確認、事後確認は市町村職員等の協力を得て実施することとしています。

(問 I-212)

自然災害等の被害を受け、事業実施計画の承認前に伐採等を行った場合も改植等の対象となりますか。

(答)

事業の対象にはなりません。ただし、生産局長が定めた自然災害等については、業務方法書の規定に基づき、事業実施計画承認以前に着手したものについても対象となります。

- (1) 平成26年5月以降に確認されたキウイフルーツかいよう病の新系統 (Psa3) の発生
- (2) 平成28年熊本地震
- (3) 平成28年11月から平成29年3月まで大雪等
- (4) 平成29年の梅雨期 (6月7日から7月27日まで) における豪雨及び暴風雨
- (5) 平成29年11月から平成30年3月までの数度にわたる大雪
- (6) 平成30年7月豪雨
- (7) 平成30年北海道胆振東部地震
- (8) 平成30年台風 (第20号及び第21号)
- (9) 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨 (台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、台風第19号及び10月の低気圧等による大雨
- (10) 令和2年7月豪雨

(問 I-213)

災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った園地における改植 (自然災害対応) に適用される補助率はどうなりますか。

(答)

災害復旧対策等によって伐採・抜根・整地の工事を行った園地における植栽には新植の補助率 (定額又は1/2以内) が適用されます。

(問 I-214)

面積要件はどうなりますか。

(答)

自然災害による被害を受けた園地の改植事業の要件 (支援対象者ごとの改植面積の合計でおおむね2アール以上) を満たせば補助対象とすることとしています。

(問 I-215)

被災園地と通常園地の合計でおおむね2アール以上の面積要件を満たせば改植できますか。この場合、通常園地についても改植元と同一の品種の改植が可能ですか。

(答)

面積要件については、被害を受けた支援対象者の園地において、被災園地 (被害樹が存在する園地) と通常園地 (被害樹が存在しない園地) における改植面積の合計がおお

むね2アール以上あれば実施できます。この場合、被災園地においてのみ被害樹等の補植的改植（いわゆる斑改植、千鳥改植等）が可能です。

改植先品種については、被災園地及び被災園地と地続きの通常園地のみ、改植元と同一品種での改植を認めることとします。

このため、面積要件を満たすために被災園地と地続きでない通常園地の改植を一緒に行う場合、通常園地の部分については同一品種での改植は認められません。

また、被害樹が一本であり、残りが全て被害樹でない等、被害樹が極めて少ない場合であっても、改植面積の合計がおおむね2アール以上あれば実施できます。

(問 I-216)

被災園地における改植の場合、同一品種への改植はできますか。例えば、りんごの「ふじ」が産地計画上の振興品種となっている場合、わい化栽培ではなく普通栽培での改植でも、同一品種の「ふじ」への改植が対象になりますか。

(答)

改植先の品種が優良な品種（産地計画に生産を振興する旨、明記されている品種）であれば対象になります。

(問 I-217)

過去に果樹経営支援対策事業で改植した園地において、幼木と果樹棚が被害を受けた場合、再度の改植は補助対象となりますか。

(答)

過去に果樹経営支援対策事業で改植を実施した園地については、事業実施後8年を超えていれば、補助対象とすることが可能です。それ以外のものについては、復旧が不可能であって補助対象財産の処分に係る収益がないものについては、災害報告書の確認を受けることにより当初の補助事業を終了することができる場合があります。この場合、適用されるかについては個別具体的に判断していくこととなりますので、都道府県法人等を通じて中央果実協会にご相談ください。

なお、被災の時期によっては一括交付された果樹未収益期間支援事業分の返還が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

(問 I-218)

過去に果樹経営支援対策事業を活用した園地が被災し、同事業の自然災害対応を活用して再度改植を行いたい場合は、当初の事業はどうすれば良いのですか。

(答)

当初の事業について災害報告を行い、事業を終了することが必要です。

整備事業実施後8年間は、改植等による優良品目・品種への転換の態様を維持する必要があります。被災によりその態様を維持できず復旧不可能な状況になり、自然災害対応を活用して再度改植を行いたい場合は、当初の事業について災害報告を提出し、事業を終了しなければなりません。

自然災害対応の場合は、原則として農家ごとに事業実施園地の被害面積が概ね2 a 以上であることを目安としています。また、被害面積が概ね2 a 未満である場合は、自費による補植を行っていただかなければなりません。

具体的な手続きについては、業務方法書第131条の5に基づく災害報告を行っていただき、中央果実協会が事業終了に相当すると認めれば、その旨を通知します。

(問 I-219)

自然災害を受けた園地（りんご）について、支柱（トレリス）は別事業で再建しましたが、改植・新植の整備事業を実施する場合、定額補助とすると支柱（トレリス）の整備費を重複して補助することになりますが、補助対象となりますか。

(答)

トレリスを他事業で整備した園地において改植・新植する場合、トレリスの整備を除く補助対象経費の事業費の1/2を補助金額とすることにします。

(問 I-220)

自然災害等の発生を受け、改植を行う場合、事業申請はいつからできますか。

(答)

自然災害等の事業申請については、随時受け付けていますので、通常の公募申請期限にかかわらず、産地協議会ごとに取りまとめて都道府県法人等に申請してください。なお、申請に当たっては事前に中央果実協会にご相談ください。

(問 I-221)

改植後8年経過前に、病虫害の発生により果樹栽培が困難となった場合、理由のいかににかかわらず改植支援、未収益期間支援ともに補助金返還が必要ですか。

(答)

果樹生産には適切な栽培管理が求められます。病虫害の発生に対する防除等、社会通念上可能な限りの防止対策を講じても防ぐことができなかった場合は、被害の状況、発生原因、その被害を避けることができなかった理由等を勘案して個別に判断しますので、都道府県法人等を通じて中央果実協会にご相談ください。

(問 I-222)

改植事業の計画承認・交付決定前でしたが、病虫害のまん延防止のため、果樹の「伐採」を行いました。この行為は事前着工とみなされ、補助対象外となりますか。

(答)

病虫害のまん延防止や、自然災害発生後の安全確保など、緊急かつ産地全体に影響が及ぶ事態を回避するため、交付決定前に転換元の果樹を伐採した場合は、被害を受けた園地の写真を準備し、事前着手した理由を整理の上、個別に中央果実協会にご相談ください。なお、支援対象者が計画承認・交付決定前に伐採等を行い、果樹が植栽されていない状態の土地に果樹の植栽を行うと見なせる場合は、新植の支援単価を適用すること

も可能と考えられます。その場合は計画変更の手続きが必要になります。

(問 I -223)

Psa 3 系統の発生園地において改植等を行う場合、どのようなことに気をつける必要がありますか。

(答)

Psa 3 系統については、品種によって被害の程度に大きな違いが見られ、罹病性品種を同一園地や近隣園地に植えると再感染するおそれがあります。

このため、支援対象者が苗木の定植や穂木の高接を行う前に、産地協議会において、同一品種等の罹病性品種への改植等を行う場合のガイドライン（改植等を行う園地は、科学的知見をもとに、発生園地から一定の距離を置く等の措置を記載したもの）を作成し、支援対象者はこれに則した改植等を行う必要があります。

(問 I -224)

ガイドラインは、科学的知見をもとに作成することとなっていますが、誰がどのように作成すればよいですか。

(答)

ガイドラインは産地協議会が作成することとなっていますが、それぞれの地域のPsa 3 系統のまん延防止対策方針、気象、園地状況等の実情にかんがみ、県、市町村が作成したものを利用していただいで結構です。

ガイドライン作成にあたっては、国、地方公共団体、試験研究機関等の情報や知見に基づき、関係する地域の行政機関、試験研究機関の指導のもとに再感染防止の観点を重視して作成してください。

Ⅱ 果樹未収益期間支援事業

○ 趣旨

(問Ⅱ-1)

果樹未収益期間支援事業の趣旨を説明して下さい。

(答)

消費者ニーズの多様化に応え新たな品目・品種を導入する場合、産地としてまとまった規模の改植を行い、短期間で生産量を確保する必要がありますが、改植後経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間（未収益期間）の存在や、ここ数年の資材費高騰等による農業所得の低下等により、まとまった規模の改植が進みづらい状況となっています。

このような中、果樹未収益期間支援事業は、未収益期間に要する経費の一部を支援することにより、産地の販売戦略に即した改植を促進し、競争力の高い果樹産地の育成強化を図るものです。

○ 対象となる取組等

(問Ⅱ-2)

本事業の対象となる取組及び支援対象者を具体的に教えてください。

(答)

- 1 果樹経営支援対策事業（整備事業）で実施した改植・新植の取組が対象になります。ただし、次の場合は対象になりません。
 - ① 補植改植
 - ② パインアップル、ブルーベリー等未収益期間が明らかに短いと中央果実協会が認める果樹への改植・新植
 - ③ 花粉採取専用植栽された果樹（キウイフルーツのオス樹の品種又はなしの受粉樹）の改植・新植
 - ④ 未収益期間を短縮することをもって生産性が向上されると認められる技術の導入を伴う改植・新植等また、定率補助が適用される、実施要綱に明記されていない省力樹形の導入を行う場合には4年間から未収益期間に相当しないと認められた年数を差し引いた年数を支援対象期間としています。
- 2 支援対象者は、次の者です。
 - ① 1の取組を実施した担い手
 - ② 1の取組を実施した園地の、所有権若しくは賃借権等を1年以内に取得し営農活動を開始すること及び営農開始時に担い手であることが确实と認められる者
 - ③ 農地中間管理機構が1の取組を実施し、取組後1年を超えて農地中間管理機構による保全管理が行われた園地の、所有権、賃借権等を取得し営農活動を開始すること及び営農開始時に担い手であることが确实と認められる者
- 3 上記1、2以外の取組と支援対象者は次のとおりです。

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱(平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知)別表のメニュー欄の1の(4)の放射性物質の吸収抑制対策、

又は福島県営農再開支援事業実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知)に基づいて、果樹の改植の取組(ただし、対象となる品目は上記1と同様のものに限る。)により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有権(貸借権含む)を有し、産地計画に参画している生産者。

(問Ⅱ-3)

高接は対象となりますか。

(答)

対象となりません。

(問Ⅱ-4)

大苗により改植等を実施した場合も対象となりますか。

(答)

承認された果樹経営支援対策事業の事業実施計画に記載された改植等であれば対象となります。ただし、改植・新植する際に未収益期間を短縮することをもって生産性向上が期待されると認められる技術を伴う改植等については、対象となりません。

(問Ⅱ-5)

果樹経営支援対策事業の補助対象とならない自己育成苗を用いた改植・新植の場合は果樹未収益期間支援事業だけでも補助対象になりませんか。

(答)

果樹未収益期間支援事業は改植・新植を行う園地を対象としているため、対象となりません。

(問Ⅱ-6)

果樹経営支援対策事業以外の事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、都道府県単独事業など)によって実施した改植等は対象となりますか。

(答)

対象となりません。ただし、問Ⅱ-2の(答)の3の場合には対象になります。

(問Ⅱ-7)

補助金の税金上の取扱いを教えてください。また、税制優遇措置はないのですか。

(答)

当該補助金については課税所得扱いとなります。また、税制優遇措置はありません。

果樹未収益期間支援事業補助金は改植・新植以降の4年間(通常の場合)の育成経費に対する補助金として一括交付されることから、交付年に一括して税の確定申告するものと思われませんが、確定申告等の取扱いについては、所管する税務署へお問い合わせ下さい。